

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 3 0 年 3 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 3 0 年 3 月 5 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第 7 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 報告第 8 号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 6 平成 3 0 年度 洞爺湖町当初予算編成の考え方について
教育行政執行方針について
日程第 7 一般質問について
日程第 8 議案第 4 2 号 洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
日程第 9 議案第 4 3 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 9 まで議事日程と同じ

出席議員 (1 1 名)

1 番	岡 崎	訓 君	2 番	越 前 谷	邦 夫 君
5 番	千 葉	薫 君	6 番	立 野	広 志 君
7 番	小 松	晃 君	9 番	板 垣	正 人 君
1 0 番	七 戸	輝 彦 君	1 1 番	篠 原	功 君
1 2 番	大 西	智 君	1 3 番	五 十 嵐	篤 雄 君
1 4 番	佐 々 木	良 一 君			

欠席議員 (1 名)

8 番 沼 田 松 夫 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副 町 長	森 寿 浩 君
総務部長	佐々木 清 志 君	経済部長	八反田 稔 君
経 済 部 参 与	鈴 木 清 隆 君	洞爺総合 支 所 長	伊 藤 里 志 君
企画防災 課 長	佐 野 大 次 君	税務財政 課 長	佐 藤 久 志 君
住民課長	山 本 隆 君	健康福祉 課 長	皆 見 亨 君
健康福祉 センター長	原 信 也 君	産業振興 課 長	佐 藤 孝 之 君
環境課長	若 木 涉 君	上下水道 課 長	篠 原 哲 也 君
シ ^ホ パーク 推進課長	武 川 正 人 君	庶務課長	見 付 敬 蔵 君
農業振興 課 長	片 岸 昭 弘 君	洞爺湖温 泉支所長	山 崎 貞 博 君
会計管理 者兼会計 課 長	田 仲 喜 美 江 君	教 育 長	遠 藤 秀 男 君
教育次長	天 野 英 樹 君	社会教育 課 長	永 井 宗 雄 君
代表監査 委 員	宮 崎 秀 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	毛 利 敏 夫	庶務係長 兼 議 事 長 係	平 間 義 陸
庶 務 係	阿 部 は る か		

◎開議の宣告

- 議長（佐々木良一君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、洞爺湖町議会平成30年3月会議を開会いたします。
現在の出席議員数は、11名であります。
沼田議員から欠席の届け出があります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（佐々木良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、13番、五十嵐議員、1番、岡崎議員を指名いたします。
-

◎諸般の報告について

- 議長（佐々木良一君） 日程第2、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。
ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。
千葉委員長。
- 議会運営委員会委員長（千葉 薫君） 皆さん、おはようございます。
それでは、議会運営委員会よりご報告申し上げます。
所管事務調査報告書。
平成30年3月5日、洞爺湖町議会議長、佐々木良一様。
議会運営委員会委員長、千葉薫。
本委員会は、所管事務のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。
記。
- 1、調査事項、洞爺湖町議会平成30年3月会議の運営について。
 - 2、調査日、平成30年2月26日、月曜日です。
 - 3、出席委員、私のほか、板垣副委員長、越前谷委員、小松委員、篠原委員、大西委員。
 - 4、委員外としまして、佐々木議長、五十嵐副議長に出席をいただいております。
 - 5、説明員、町より森副町長においでをいただいております。
 - 6、結果、洞爺湖町議会の会期等に関する条例第2条第1項に基づく洞爺湖町議会平成30年3月会議について本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。
- 会議期間について、3月5日から3月12日まで。
審議日程については、裏面のとおりでございます。本会議でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から12日までといたしますので、議会運営にご協力をお願いいたします。

◎行政報告について

○議長（佐々木良一君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 平成30年3月5日、洞爺湖町議会平成30年3月会議に町の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

一つ目に、金員の寄附でございまして、札幌市中央区宮の森3条12丁目2番1、若狭高司氏でございます。金額100万円でございます。これは、育英資金基金事業へという指定寄附でございます。

二つ目に、またこれも金員の寄附でございまして、ふるさと納税寄附金として個人、匿名含む56件、累計で2,457件でございます。金額、今回90万5,000円、累計で4,585万5,551円でございます。

二つ目に、北海道電力（株）からの返金についてでございます。

町では、平成27年度より高圧電力を受給している役場庁舎を含む9施設について、北海道電力（株）から新電力会社に移行し電力供給を受けておりましたが、当該年度末に新電力会社の経営不振から継続して電力供給を受けることができなくなり、やむを得ず、平成28年度より北海道電力（株）と再契約し電力供給を受けておりましたが、その際の電気料金の基準が従前の最適メニューではなく、標準メニューとして1年間契約することが条件とされておりました。

これらのことが問題視され、昨年、北海道電力（株）に対し公正取引委員会から警告がなされ、また、他市町からも最適メニューとの差額返還に向けた動きがあり、当町も内部で対応について協議をしておりましたが、このたび、北海道電力（株）より差額を返還する申し出があり、本年2月8日付で差額と利息を含んだ約124万円の返還に関する覚書を締結したところであります。

なお、この返還金については、2月20日に町に納入されております。

三つ目に、ユネスコ世界ジオパークの再認定審査結果についてでございます。

昨年9月16日及び17日に開催されたユネスコ世界ジオパークカウンスル会議において、4

年に一度のユネスコ世界ジオパークの再認定の可否について審査された結果、洞爺湖有珠山ジオパークが2年間の条件つき再認定となりました。

このたびの通知で示され勧告では、地球科学を専門とする学術専門職員を常勤で雇用していないことについて強く改善を求められており、このことが最も重要な指摘事項として再認定が2年間の条件つきとされたところです。

当地域では、学識顧問より強力なサポートをいただきながら活動を続けてきたところであり、このたびの再認定審査においても既存の体制が当地域において効果的であることについて審査員に理解を求めてまいりましたが、今回、このような指摘が出されたことに対し残念であり、また、重く受けとめているところでございます。

今後、引き続きジオパーク推進協議会を構成する1市3町の連携のもと、地域の皆さんとともに課題解決に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

四つ目に、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況について、次のとおり報告をいたします。

なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

遠藤教育長。

○教育長（遠藤秀男君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

1、寄附について。

このたび、次の方より寄附の申し出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

洞爺湖町学校給食センターへ食材の寄附2件でございます。

1件目、虻田郡洞爺湖町入江300番地、いぶり噴火湾漁業協同組合代表理事組合長、岩田廣美氏。ホタテ貝296キログラム。

2件目、虻田郡洞爺湖町入江84番地2、企業組合あぶた代表理事、福島浩二氏。揚げいも660個の寄贈でございます。

2、第3次洞爺湖町社会教育中期計画の策定についてでございます。

昨年5月に諮問しておりました第3次洞爺湖町社会教育中期計画の策定につきましては、洞爺湖町社会教育委員長から10月25日に答申をいただき、平成30年1月24日の洞爺町教育委員会議において答申どおりの内容で決定しました。

計画は、平成30年度からの5カ年で、第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンとの整合性も図られております。

今後は、本計画に基づき、地域の特性を生かした生涯学習社会の構築を目指し、地域の

皆さんとともに学習・体験活動や文化・スポーツ活動を推進してまいります。

なお、本計画策定に当たりまして、洞爺湖町社会教育委員による熱心な協議を重ねていただくなど、協力をいただいた多くの皆様に感謝を申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、行政報告を終わります。

◎報告第7号の上程、報告、質疑

○議長（佐々木良一君） 日程第4、報告第7号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申し出があります。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

立野委員長。

○総務常任委員会委員長（立野広志君） おはようございます。

それでは、読み上げて報告をさせていただきます。

報告第7号所管事務調査報告書。

平成30年3月5日、洞爺湖町議会議長、佐々木良一様。

総務常任委員会委員長、立野広志。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

1、調査事項、洞爺湖町体育協会との懇談会について。

2、調査日、平成29年11月20日月曜。

3、出席委員、当時の委員長、五十嵐委員長、私、副委員長と越前谷委員、千葉委員、下道委員、佐々木議長。

4、説明員等は、洞爺湖町体育協会、毛利会長、葛西副会長、洞爺湖町剣道連盟、三谷理事、とうや湖水泳協会、鈴木代表、池田理事、洞爺湖町ソフトテニス連盟、萩原理事、徳丸代表代理、洞爺湖町バレーボール協会、青木代表、洞爺湖太極拳同好会、住吉理事、洞爺湖町パークゴルフ協会、西田代表、武川理事。

5、調査内容、洞爺湖町体育協会と懇談を行った結果、下記のとおり各団体より質疑、要望があり、その旨町へ要望及び所管事務調査を行うことといたしました。

（1）は、町へ要望するもの。

一つは、虻田小学校のグラウンドに町民の健康づくりや防災面でも避難所やヘリポートのための照明をつけるべきと思うが検討されたい。

二つ目が、スポーツ少年団による体力測定について、年1回実施しているが、年2回実施したいので、その費用を負担していただきたいというものです。

(2) 所管事務調査とするもの。

一つは、学校開放利用時の虻田中学校・虻田小学校の体育館トイレについて。

二つ目が、母と子の館体育館の暖房について。

三つ目、虻田ふれ合いセンターの調理室の洗い場について。

四つ目、洞爺湖町プールの施設及び管理について。

五つ目、洞爺湖町スポーツ振興基金についてであります。

所管事務調査その2。

1、調査事項、洞爺湖町体育協会との懇談会における質疑、要望事項の調査。

2、調査日は、平成30年2月13日火曜日。

3、出席委員、私と七戸副委員長、越前谷委員、千葉委員、五十嵐委員。

4、説明員等は、教育委員会、天野教育次長、社会教育課、永井課長、角田主幹、兼村主査。

5、調査目的。

平成29年11月20日に実施した洞爺湖町体育協会との懇談会において、体育協会より指摘のあった社会教育施設等々の改善要望事項の現地確認及び町スポーツ振興基金の運用状況について、職員より聴取を行った。

6、調査結果。

(1) 社会教育施設等の状況と改善の課題。

①虻田小学校体育館トイレ及び虻田中学校体育館トイレの現況について。

1点目ですが、いずれの学校のトイレも日中施錠され、児童・生徒の使用はされていない。

2点目、午後3時以降の学校開放の時間帯には、虻田小学校については少年団など利用者がトイレを解錠し利用しているようだが、男女ともに和式トイレで、暖房は行き届いていないために、寒さをこらえて利用している状況である。

3点目、中学校については、女子トイレのドアが木ねじで固定され、長年使用されていない。男子トイレのみが使用可能であるが、ふだんから施錠されているため使用できない。和式トイレしかないために、学校開放時間での利用は皆無。

4点目、学校開放利用者の意向も確認し、体育館トイレの修繕と洋式化を図るべきである。

②として、母と子の館の暖房について。

1点目、2台のボイラーが設置されているものの、館内全体の温度を上げるためには相当の時間を要することがうかがえる。大会等の協議に伴い、競技者以外の観客が寒い思いをしている点については、開催時間前にジェットヒーターなどによって暖房温度を上げる対策をとるとともに、出入り口の暖気保温対策を講ずる必要がある。

③虻田ふれ合いセンター厨房におけるシンク内での大型鍋等の洗浄について。

1点目、「シンク内に大鍋が入らず、洗にくい」との問題について確認した。厨房の中央付近には調理台と洗い場が一体となった4台のシンクがあり、そのうちの1台は排水管の不備により水道の使用ができない。3台については、いずれも厨房内の大鍋が入るほどの広さがなく、指摘のとおりであることがうかがえる。

2点目、壁側には3口の洗い場があるが、これはさらに小さい。

3点目、厨房内に最低でも1カ所は大鍋を洗うことのできる洗い場を設ける必要がある。

④町民プールの設備、備品のふぐあい、開設期間について。

1点目、水泳協会から「プールの開始時期を条例どおり6月開設できるよう監視員を早目に採用することや、プールの水入れを早目に行うこと」が要望されている。プールの使用開始時期を外気温や水温の状況で判断しているため、開始時期が一定となっていない。利用者には事前に状況説明と周知に一層努める必要がある。

2点目、監視員の事前研修を徹底し、安全意識の向上と業務内容を明確にして従事できるように努める必要がある。

3点目、脱衣場ロッカーの施錠が使用不能となっている。これは、使用者が鍵を紛失することがまれにあるために利用できない状況となっている。貴重品の保管方法については、町外の同様の施設の対応も参考にして対策を講じる必要がある。

4点目、トイレは男女ともに和式のみであり、洋式トイレへの更新を計画的に実施すべきである。

(2) スポーツ振興基金の現況と委員会の意見。

洞爺湖町スポーツ振興基金は、町体育協会並びに町内に属するスポーツ団体、または個人のスポーツ振興に寄与する（基金の目的）ために基金を設け運用がなされている。基金の管理及び運用は、スポーツ振興基金運営委員会（10名以内）によって行われ、事務局を教育委員会社会教育課が担っている。

助成対象は、主に地区予選大会を経て、全道大会、全国大会の出場権を取得した団体及び個人であるが、近隣地区（登別市以西の西胆振の市町、長万部町初め羊蹄山麓の町村）は助成対象外となっている。

助成額は、全道大会の開催地によって1人当たり1,000円から9,000円。道外の場合、集合出発場所となる空港までの往復運賃の半額である。

次に、平成25年度から平成29年度までの執行状況、基金現在額は以下のとおりであるということで、スポーツ振興基金の執行状況については表に書かれたとおりで、平成25年度から平成29年度まで、12件から17件となっております。執行金額もおおむね46万円から81万円までの金額であります。

次、平成30年1月末時点の基金残高について報告します。

定期預金が2,800万円、普通預金が104万5,907円、合計で基金残高は2,904万5,907円であります。

次は、委員会の意見ですが、スポーツ振興基金の目的を踏まえ、町内のスポーツ愛好者をふやす施策や体力測定などの充実などに活用を広げるとともに、助成対象としている遠征対象地区の緩和及び助成対象額の引き上げなど、近隣市町とも差異のない範囲で見直しを図ること。また、総合的で柔軟なスポーツの振興に寄与する基金としての運用を図られたい。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 質疑はありません。

ご苦労さまでした。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎報告第8号の上程、報告、質疑

○議長（佐々木良一君） 日程第5、報告第8号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申し出があります。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

板垣委員長。

○経済常任委員会委員長（板垣正人君） おはようございます。

私も、読み上げて報告申し上げます。

所管事務調査報告書。

平成30年3月5日、洞爺湖町議会議長、佐々木良一様。

経済常任委員会委員長、板垣正人。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告いたします。

記。

所管事務調査その1。

- 1、調査事項、バレイショ選別機及び貯蔵施設の現地調査について。
- 2、調査日、平成30年1月29日月曜日。
- 3、出席委員、板垣、岡崎副委員長、小松委員、沼田委員、篠原委員、大西委員。
- 4、説明員等、JAとうや湖からは宮田組合長、橋掘営農販売部長、斉藤青果指導販売第1課長、洞爺総合支所からは伊藤総合支所長と農業振興課山本主事。

5、調査結果。

平成29年度、強い農業づくり事業として、バレイショ集出荷貯蔵施設1棟、選別施設一式をとうや湖農業協同組合が事業主体として実施するものであり、集出荷貯蔵施設については2月中旬の完成予定、選別機は1月31日完成、2月1日に引き渡しの予定となっている。

本施設の本格稼働により、バレイショの新たな販売戦略として有効な施設となることが望まれる。

各施設の主な内容は、次のとおりである。

①集出荷貯蔵施設。

構造、鉄骨造、平屋建て1,000平方メートル。

貯蔵量、原料1,280トン、製品64.8トン。

事業費、約2億3,220万円、税込みでございます。

②バレイショ選別施設。

処理量、1日当たり58トン、旧施設は35トンでありました。

対象品目、男爵、とうや。

施設内容、土落機、選別装置（毎秒4.2個）、空洞センサー装置6台、自動秤量機6台、手動秤量機2台、金属探知機1台など。

事業費、約2億5,900万円、税込みでございます。

所管事務調査その2。

1、調査事項、洞爺湖町農業委員会と意見交換について。

2、調査日、平成30年1月29日月曜日。

3、出席委員、私、板垣、岡崎副委員長、小松委員、沼田委員、篠原委員、大西委員。

4、農業委員会からは、京谷会長、塩野谷職務代理者、小山委員、青山委員、澤田委員、堤委員、原田委員、田中委員、西岡委員、小林委員、星委員、村上委員。

5、説明委員等、農業振興課からは片岸課長、八子主査、村上主査。

6、調査結果。

洞爺湖町農業委員会の事務、事業の報告と洞爺湖町の農業の問題について意見交換を行った。

平成28年度の総会は13回開催され、法定事務として諸証明事務や農業経営基盤強化促進法事務として104件の事務を実施。任意事務として農業経営状況調査や研修会等への参加及び意見交換会など9回を開催している。

洞爺湖町の農業の問題として、花嫁対策及び後継者対策について、小山第2委員会長の司会により意見交換を行った。

花嫁対策については、町の婚活事業として現在まで6組が成立しており、今後も継続して実施されたい。

後継者対策については、洞爺下台地区のみならず、他の地区においても高齢化や後継者不足が起きている。国の就農支援は就農前2年、就農後5年の支援があるが、5年後、10年後

の洞爺湖町の農業のビジョンを策定し、新規就農や農業振興を促進するための議論の場づくりを早急にスタートする必要があると思われる。

所管事務調査その3。

- 1、調査事項、洞爺湖町商工会の現況と課題について。
- 2、調査日、平成30年2月16日金曜日です。
- 3、出席委員、板垣、岡崎副委員長、小松委員、篠原委員、大西委員、佐々木議長。
- 4、説明員等、大久保会長、傳副会長、高橋事務局長、茶畑経営指導員、鈴木経営指導員、産業課からは佐藤課長、佐久間主査。
- 5、調査結果。

(1) 現況について。

会員数は、平成29年12月末現在で303名（前年度と同数）となっている。平成19年度の設立当時から80名の減少となっており、会員の確保に組織全体で取り組んでいる。また、総代及び役員数については、平成30年度から総代数80名（20名減）、役員23名（4名減）の見直しを行うこととされている。

予算については総額7,451万円で、町からの補助金が2,770万円となっている。

主な事業の取り組み状況については、以下のとおりである。

①町内の経済状況について。

洞爺湖温泉地区は、外国人観光客の増により宿泊数が70万人超えが見込まれ好景気が続いているが、本町地区や洞爺地区の小規模事業者は、需要の低下により売り上げが減少傾向にある。ホテルなどの宿泊業や各業種とも従業員不足の危機感を持っている。

新築住宅の建築については、平成27年度11件、平成28年度が14件、本年度も14件で、新築住宅建設が少ない状況である。

②各種事業について。

JR洞爺駅前大通りにぎわい創出事業。

洞爺駅前イルミネーション点灯事業。

住宅リフォーム事業。

住宅リフォーム事業に関しては、87件（50万円未満が16件、50万円以上が71件）、工事金額は7,591万円（1件あたりは87万円）。

ぐるっと洞爺湖プレゼント事業。

発行枚数8万2,058枚、売上推定額1億2,300万円。

(2) 今後の課題について。

小規模事業者を取り巻く環境は、人口減少、事業者の減少、高齢化や後継者不足などさまざまな課題を抱えており、平成26年に小規模企業振興基本法が制定され、当町においても小規模企業の振興に関する施策の基本となる洞爺湖町小規模企業振興条例の制定について検討されたい。

また、地域活性化特別委員会により提言のあった青少年育成を目的とするスポーツクライ

ミング施設に対して、町としても支援が必要と思われる。

所管事務調査その4。

- 1、調査事項、洞爺湖温泉観光協会の現況と課題について。
- 2、調査日、平成30年2月16日金曜日。
- 3、出席委員、板垣、岡崎副委員長、小松委員、篠原委員、大西委員、佐々木議長。
- 4、説明員等、大西会長、野呂事務局長、藤川主査、経済部鈴木参与。
- 5、調査結果。

(1) 現況について。

洞爺湖温泉の観光客入り込み数は、国内外の観光需要が高まり回復基調にあったほか、プロモーション事業やイベント事業などの積極的な取り組みにより、平成28年度は約69万8,000人、本年度は70万人を超える見込みである。

また、外国人観光客数は、インバウンド対策としてトップセールス、Wi-Fi環境整備やインスタグラムなどのソーシャルネットワークサービスにより、平成28年度が約28万2,000人、平成29年12月現在で約24万4,000人と前年同月比で25.1%増加している状況である。

①外国人観光客宿泊数について。

洞爺湖温泉を訪れる外国人観光客は、台湾が最も多く、中国、韓国、香港の順となっており、近年シンガポール、タイからの観光客も急増しており、アジア圏が約96%を占め、ヨーロッパ、北米の順となっている。

②旅行形態について。

平成28年度における訪日外国人の観光客の旅行形態は、個人手配や個人旅行パッケージ利用が約79%を占める状況であり、インターネットによる宿泊予約ができるようになったことが大きな要因である。

③修学旅行の入り込み状況について。

洞爺湖温泉の修学旅行は、平成18年度以前は4万人前後で年々減少している状況であるが、協会として北関東、東北などへのプロモーションや北海道登別洞爺広域観光圏協議会による首都圏での教育旅行商談会を広域的な取り組みとして行っている。

(2) 協会の取り組み状況について。

当協会の事業は、①観光情報の発信、②観光客旅客誘致事業、③受け入れ整備事業、④スポーツ観光の普及促進の4事業を主軸として世界に誇れる魅力ある観光都市の実現に向けて事業を推進している。

(3) 課題について。

これまでの旅客誘致については、インバウンド対策を中心に実施してきたが、外国人観光客の誘致に当たっては、国際情勢によって状況が変動することがあり、それを踏まえた対応も必要である。

近年増加傾向にある個人旅行者対策や国内旅客誘致対策の強化が課題であり、FIT（個人旅行者）をターゲットとした情報発信対策やユネスコ世界ジオパークをアピールした修学

旅行客の誘致を進めていく必要性があると思われる。

外国人観光客がふえていく中、北海道を訪れる観光客の8割がリピーターとの調査結果があり、新たなリピーターをふやすため、当地域の玄関口であるJR洞爺駅の利便性及び安全性の向上を図るため、エレベーターの設置などバリアフリー化や洞爺湖温泉地区の歩道等のバリアフリー化（歩道段差解消）など環境の整備が必要である。

また、雇用の場の確保や移住・定住対策のためにも、町営住宅や教員住宅等の提供にも今後検討が必要と思われる。

以上でございます。

- 議長（佐々木良一君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑は受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

ご苦労さまでした。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎平成30年度洞爺湖町当初予算編成の考え方並びに教育行政執行方針

- 議長（佐々木良一君） 日程第6、平成30年度洞爺湖町当初予算編成の考え方について並びに教育行政執行方針についてを議題といたします。

まず、平成30年度洞爺湖町当初予算編成の考え方についての説明を求めます。

真屋町長。

- 町長（真屋敏春君） 平成30年度洞爺湖町当初予算編成の考え方について述べさせていただきます。

初めに、私は、平成22年4月から2期にわたり一刻も早い財政健全化団体からの脱却、そして未来につなげるまちづくりを基本理念に掲げ、町政の執行を担わせていただき、その実現に向け町民との対話、公平公正、透明で開かれた行政運営を基本として、町の振興発展、福祉の向上、安心・安全の確保など、常に町民の皆様が安心と希望を持って暮らすことのできる活力あるまちづくりを目指してまいりました。

この間、財政健全化団体からの脱却につきましては、計画より1年早い平成23年度決算をもって達成することができ、地方創生においては、人口減少問題の解決と地域のにぎわいの創出を掲げ、子育て支援策や定住施策の充実に取り組んだ結果、平成27年から平成29年の3カ年の人口動態における社会増減が町外への転出者数の減少と住宅対策や起業による定住などにより改善されており、着実にその成果があらわれているところでございます。

また、産業振興や洞爺湖有珠山ジオパークを活用した交流人口の拡大による地域の活性化など、関連施策を重点的に推し進めた結果の一つとして、年間の宿泊者数は目標に掲げていた70万人が達成される見込みであり、世界の洞爺湖として外国人観光客からも高い評価を得ております。

これもひとえに、町民の皆様並びに議会議員の皆様の深いご理解とご協力のたまものご心から感謝とお礼を申し上げます。

それでは、平成30年度洞爺湖町一般会計並びに特別会計、企業会計の当初予算、関連する条例改正など、議案のご審議をいただくに当たり、今年度当初の予算編成の考え方について申し上げます。

予算編成においては、第2期洞爺湖町まちづくり総合計画及び洞爺湖町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる定住施策の充実と交流人口の拡大を基本に据え、3地域の特性と洞爺湖町の持つ強みや特徴を最大限に生かしていかなければなりません。

このことから、平成30年度当初予算は骨格予算ではありますが、経常経費に加え、子育て支援や産業振興、住民サービスといった継続的に実施していく施策のほか、従来進めておりました洞爺保育所並びに洞爺高校メモリアル公園整備工事、高砂貝塚保存整備事業を計上しており、基金の取り崩しを行わず収支均衡を図った予算としておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

歳入については、徴税収入は町民税で若干の増収を見込み、固定資産税においては評価がえの影響により減収となる見込みですが、全体的には前年度と同程度の収入額としております。

また、地方交付税につきましては、合併特例措置の終了に伴う段階的な縮減と公債費の償還終了による算入額の減少などにより、前年度を下回っております。町税は11億2,921万円で歳入の約18%、地方交付税は32億円で歳入の約52%を占めており、その増減は事務事業の実施に大きく影響を及ぼします。地方交付税は制度上、国の動向に大きく左右されるため先行きは不透明であり、今度の動向を注視してまいります。

当町の財政状況を判断する実質公債費比率や将来負担比率などは健全化判断比率を下回っているものの、全道平均と比較すると高い状況にあることから、平成29年度に策定した中期財政計画を指針とし、安定した財政運営に取り組んでまいりますので、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年度の予算規模であります。一般会計で61億3,470万円、前年度費10.6%の減でございます。国民健康保険特別会計においては、13億4,653万円で前年度比17.6%の減であります。公共下水道事業特別会計では、6億6,227万円で前年度比0.5%の減でございます。介護保険特別会計では10億3,961万円で前年度比3.2%の減、簡易水道事業特別会計では9,851万円で前年度比7.8%の減、後期高齢者医療特別会計においては1億5,908万円で前年度比0.4%の減でございます。水道事業会計においては、収益的収支で3億2,855万円で前年度比15.6%の減、資本的収支においては1億4,454万円で前年度比100.8%増となっております。予算はこのように編成をしているところでございます。

以上、平成30年度の当初予算編成の考え方について述べさせていただきました。

議会議員の皆様を初め、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 続いて、教育行政執行方針の説明を求めます。

遠藤教育長。

○教育長（遠藤秀男君） 平成30年度の教育委員会所管の主要な方針について申し上げます。

人口減少を初め、少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展など変化の激しい社会情勢にあります。洞爺湖町においては、国や北海道を上回るスピードで少子化、高齢化が進んでおり、学校等の運営や地域の文化活動やスポーツ活動においても、さまざまな課題が生じてきております。

こうした課題と向き合いながら、未来を担う子供たちの健やかな成長を支え、地域の皆さんが健康で心豊かに生活できる教育体制づくりを推進することは、地域の活力源となるだけでなく、地域創生にもつながっていくものと考えます。

第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンを本町教育の柱として、幼児期から高齢期までのみんなが、このふるさと洞爺湖町とともに学び合う生涯教育を推進してまいります。

以下、主な方針を申し上げます。

第1は、幼児期の保育及び教育の推進であります。

幼児期を生涯にわたる人間形成の根っ子育ての時期と捉え、「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を尊重し、幼児教育を推進してまいります。

さらに伸ばすには、小学校との連携の観点を大切にし、子供の発達と学びのあり方について、保育所等と小学校間で共通の認識を持ちながら、子供たちが集団の中で育ち合う環境づくりに努力してまいります。

保育所及び私立幼稚園の利用者負担額（保育料）を現行の2分の1とする軽減対策を引き続き実施いたします。

一時預かり保育事業については、引き続き本町地区、洞爺湖温泉地区及び洞爺地区において実施いたします。

老朽化した洞爺保育所は、早期の改築整備を進めてまいります。僻地保育のさくら保育所については、洞爺地区の保育所のあり方を踏まえ、引き続き休止といたします。また、本町保育所及び入江保育所については、統合移築について検討を進めてまいります。

子育て支援センターについては、健康福祉部局とも連携し、保育所開放、育児相談、子育てサークルの支援などの活動を行ってまいります。

町内の私立幼稚園については、制度に基づいた支援をしてまいります。

第2は、学校教育の推進であります。

「確かな学力」「健やかな身体」「豊かな人間性」のバランスよい向上を図り、社会で生きていくための力の育成に取り組んでまいります。

学校教育がより高い教育効果を上げるためには、学校、教員だけでなく、家庭、地域の学びを支える力が必要です。学校が地域の核となり、地域全体で子供たちを支える仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を虻田地区にも導入し、町内全校に配置した

上で地域とともにある学校としての教育を推進します。

主体的、対話的で深い学びの実現が大切となる平成32年度からの次期学習指導要領に応じて、平成30年度から移行期間として一部新たな教育内容が取り入れられます。特に、小学校では増加する授業数の確保策や授業の円滑な実施に向けた支援を行ってまいります。

小・中連携教育を図るため、小中乗り入れ授業を引き続き実施するとともに、調査研究を行ってまいります。

ICTタブレット活用授業については、昨年度、機器等の整備をしましたモデル校において、子供たちへのわかりやすい授業展開など有効な活用研修に取り組み、検証を踏まえて今後の方向を検討してまいります。

各学校を専門的立場から指導、助言を行う、教育指導専門員を引き続き配置してまいります。

学力向上については、一定の成果が見られます。全国学力・学習状況調査等から分析された課題等を見据えた授業改善等の取り組みを進めてまいります。

学習支援員、外国語指導助手などを引き続き配置し、洞爺湖町教育改善推進事業による学力向上の取り組みや町単独の学力検査も拡充して実施してまいります。また、新たに中学生を対象として、実用英語技能検定等の検定料についても助成してまいります。

特別支援教育については、支援員を継続配置するとともに、介護員の配置の改善を図ってまいります。また、関係機関と情報共有化を図り、早期からの相談体制、専門性の向上を図るため、昨年度作成した幼児から使用できる個別支援ファイルを活用し、指導計画、教育支援計画の充実に引き続き努めてまいります。

環境教育、防災教育については、ふるさと教育においても重要なテーマであり、次の世代に引き継いでいく学習を推進し、火山マイスターなど、専門家や関係機関の協力を得ながら学習を深めてまいります。あわせて、有珠山噴火や地震、津波災害等についても理解を深める防災学習を推進します。中学2年生を対象とした避難所開設体験学習会等を含めて、体系的なものとなるよう取り組んでまいります。

道徳教育については、小学校において教科化されますが、発達段階に応じた基本的な規範意識や公正な判断力、みずからを律しつつ粘り強くたくましく生きる力、かけがえのない自他の生命を尊重する心など、豊かな心の育成に努めてまいります。

健康を守る取り組みとしては、体力向上を推進するとともに、虫歯予防のためのフッ化物洗口事業を継続して実施いたします。

いじめ、問題行動、不登校等については、学校、家庭、地域及び関係機関の連携により、適切な対応に努めてまいります。特に、いじめの芽は、どこにも、誰にも起こり得て、しかも被害者にも加害者にもなり得ます。いじめ防止、早期発見、早期対応により、的確に取り組むための体制整備を図ってまいります。

また、不登校児童生徒への対応として、教育指導専門員や学校、そして関係者が連携して一体となった取り組みを進めてまいります。

通学路の危険箇所対策については、地域の方々や関係機関などで構成する洞爺湖町通学路等安全推進会議において検討し、安全確保に努めてまいります。また、交通安全教室などを通して、子供の安全対応能力を高めるとともに、防犯協会などの協力をいただき、地域で子供たちを守り育てる体制づくりに努めてまいります。

洞爺高等学校は、地域キャンパス校から地域連携特例校に名称を変更となります。再編基準の緩和とともに地域との連携が求められることから、学校と地域の協力体制、整備に向けた支援をしてまいります。また、同校の未来に向けての振興策について、学校関係者や地域の方々などで構成する虻高未来づくり推進委員会で検討してまいります。

学校施設等については、施設などの破損、修繕状況等を確認しながら順次改善を図るとともに、長寿命化の対応について検討を進めてまいります。

姉妹都市交流事業であります中学生の箱根町との親善交流は、継続して実施してまいります。また、町内各学校が参加する洞爺湖子ども芸術文化フェスティバルについては、多くの町民の方々に見ていただくことを念頭に、引き続き全校児童生徒の参加として学校間、世代間の交流の充実を支援してまいります。

町育英資金貸付及び給付事業については、継続して実施し、進学、就学の支援を行ってまいります。

学校給食については、衛生管理や施設管理を適正に行うとともに、施設の長寿命化に努めながら、引き続き安心・安全な給食の提供に努めてまいります。あわせて、食物アレルギー対応に関するガイドラインやマニュアルに基づいた取り組みを進め、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図ってまいります。

また、給食を通して、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の育成とともに、地元の食材を多く取り入れた献立づくりや郷土の食文化を理解するための「食」指導を継続し、地域の特色を生かした魅力ある給食の提供をしてまいります。

給食費につきましては、吟味した物資購入や2町共同購入などの自助努力をしながら、前年度と同額で給食費並びに給食内容で実施してまいります。

第3は、社会教育の推進であります。

平成30年度を初年度とする5カ年の「第3次洞爺湖町社会教育中期計画」が策定されました。「第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン」等との整合性を図りながら、本中期計画に沿ったこの町ならではの生涯学習社会の構築を目指し、町民一人一人が豊かな生涯を送ることができるよう、地域学習、体験活動や文化・スポーツ活動を推進してまいります。

乳幼児教育については、乳幼児期からの保護者への学びの機会を提供することで、家庭の教育力向上を推進してまいります。親子の触れ合いを大切にする生活習慣を啓発する子育てメソッド形成事業や7カ月健診時に絵本を提供するブックスタート事業を引き続き実施し、家庭教育に関する情報提供や母親同士の仲間づくりの機会を提供する子育てセミナーの支援についても関係機関との連携を図ってまいります。

少年教育については、「洞爺湖GENKIDS」などの体験活動や異年齢間の交流を促し、

ジュニアリーダー研修によるリーダー養成に努めてまいります。

また、電子機器を使用しないボードゲームを奨励し、コミュニケーション能力の向上を図ってまいります。

香川県三豊市との交流事業「ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアー事業」については、引き続き両市町の友好関係を一層深めるよう内容の充実を図ってまいります。

なお、三豊市への訪問時期について、学校授業への影響を考慮し変更を予定しております。

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、開設時間の延長により利用しやすいものとなりました。引き続き、子供たちが楽しく安心・安全に過ごせるよう環境の維持に努めてまいります。

学校支援地域本部事業については、各小中学校のコミュニティ・スクールと連携しながら、ボランティア活動を通して、地域全体で子供たちの学びや成長を支えてまいります。

地域未来塾事業については、放課後の学習機会の提供により、基礎学力の向上や学習の習慣化、高校入試における受験対策として実施しており、引き続き、児童生徒の学力向上に向けて、学校、地域と連携して一層の充実を図ってまいります。

青年・成人教育については、郷土の発展、まちづくりの担い手となる意識を高めるため、自主的、主体的に行う研修などの支援を図ってまいります。また、地域活動への参加や幅広い学習機会の提供を行い、交流の促進に努めてまいります。

女性教育については、女性リーダー養成研修への派遣を継続して実施し、地域における女性団体活動とともに地域活動の活性化につながるよう支援してまいります。

男女共同参画事業については、男性、女性がともに学べる機会としての「きずな学級」開催を通して、男女共同参画に対する意識の醸成を図り、情報提供や啓発に努めてまいります。

高齢者教育については、「いきいき学園」などを中心に、学習意欲の高揚や知識の習得を図りながら、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりを行ってまいります。また、高齢者の持つ長い人生経験、職業経験を地域で生かせるよう支援するとともに、少年事業との異世代交流を進めてまいります。

芸術文化の振興については、町内文化団体等との連携を図り、子供から大人まで芸術文化に親しむ機会やすぐれた舞台芸術に触れる機会、各種サークルなどが日ごろの活動成果を発表する機会の提供にそれぞれ努めてまいります。

高砂貝塚等の保存整備事業については、平成27年度から整備を進めており、早期の完成を目指してまいります。

史跡入江・高砂貝塚への関心や縄文の理解をより深めていただくため「縄文ロビー講座」「文化財ウォークラリー」等の内容の充実を図ってまいります。

なお、「縄文まつり」は、開催10周年の節目となり、記念事業として取り組んでまいります。

また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」のユネスコ世界遺産登録に向けた国内推薦については、昨年度見送りとなったところですが、関係自治体と連携し、早期の登録実現に向け

取り組んでまいります。

虻田郷土資料館並びに洞爺郷土資料室については、地域ごとに特色ある収蔵に努め、定期的な展示がえや企画展等を催し、地域の歴史に対する知識と理解を広げるため、適切な保存と展示に努めてまいります。

読書活動については、第2次洞爺湖町子どもの読書活動推進計画に基づき、町民の学習意欲と教養の向上を図るため、図書システムの活用促進とともに図書施設における蔵書の充実を図ってまいります。また、関係団体の協力を得ながら実施している「読書感想画・読書紹介文事業」などを通して、読書活動の一層の推進を図ってまいります。

スポーツ活動の推進については、体育協会などの関係団体やスポーツ推進委員との連携のもとで、スポーツを通じた仲間づくりや健康・体力の維持増進を図り、各種事業への参加促進に努めてまいります。

社会教育施設及び社会体育施設については、既存施設の有効活用や利用促進を図ってまいります。洞爺湖プール及び虻田ふれ合いセンター内のトイレ洋式化の整備を行ってまいります。また、旧洞爺湖温泉中学校体育館については、地域の体育振興など有効な利活用を図る方針が示されているところから、改修整備に向けて関係機関等と協議を進めてまいります。

以上、平成30年度の主要な方針を申し上げます。

未来を担う子供たちの健やかな成長を願い、学校、家庭、地域はもとより、関係機関等との連携を図りながら、町民の皆様が一人一人が笑顔で心豊かに生き生きと学び合うことができる生涯学習の実現を目指し、本町教育の充実に全力で取り組んでまいります。

議員各位、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、平成30年度洞爺湖町当初予算編成の考え方について並びに教育行政執行方針についての説明を終わります。

ここで、休憩をいたします。

再開を午後1時とし、午後から一般質問を行います。

(午前11時06分)

○議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎一般質問について

○議長（佐々木良一君） 一般質問を行います。

6番、立野議員の質問を許します。

6番、立野議員。

○6番（立野広志君） それでは、通告に従いまして、3件について一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

最初に、学校等の防災拠点の機能強化と通学路等の安全対策、これらの交付金事業の積極的活用についてということで質問させていただきます。

平成28年から平成37年までの10年間とする洞爺湖町公共施設等総合管理計画というのが平成28年3月に示されました。これにより、公共施設の効果的、効率的な活用等の計画を策定するという事になっています。

昨年7月31日に提出された、この管理計画に基づく実施計画には、整備に伴う裏づけとなる財源は記載されていません。庁舎内で検討、あるいは協議、または方向性を決定すると、こういうふうな表現にとどまっているからです。

洞爺湖町は、活火山有珠山を抱えているとともに、最大値7メートルを超える大津波が発生する可能性のある海岸地域を擁しています。そのため多くの公共施設は、災害時の避難所となっています。学校もその重要な避難拠点施設であります。

公共施設の整備に向け、有効な財政支援などの補助金、交付金の申請の時期を逃さず、負担コストの軽減を図るための情報収集や検討、政府機関や北海道の動向をつぶさに把握して、活用に努めるなどしっかりとした対応をしていかなければならないと思いますが、まず、これは直接町長に伺うのですが、町長は日ごろから職員にはどのように指示をされているのか、伺います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 特に、防災関係につきましては、職員皆それぞれ自分たちの仕事があるけれども、それとともに、一緒に地域の防災力について自分たちの仕事と思って取り組んでほしい。そのためには、年に何回か、研修会、あるいは研究会、こういうものを開いて、そして職員の質の向上といいたいまいしょうか、そういうものにまずは努めているところでございます。

特に、教育施設等の関係については、これは、所管を教育委員会のほうに委ねておりますので、その対策として、まずは耐震化、そして、それに伴う整備、これらを順次進めてきているところでございますが、私どもの特に学校関係につきましても、非常に老朽化の進んでいる部分もあると。それらについては、一度に精査できるものではなく、やはり長期的な計画を立てながら、そこの中で整備できるものから整備をしていくというふうな方針を今貫いているつもりでございます。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 公共施設整備のために、職員として努力してほしいというようなことは常々言われているということなのですが、私、さらにちょっと突っ込んで聞きたいんですけどもね、今、政府の各省庁と関係部署から都道府県の担当者に、新規や継続の補助金、交付金などの事業内容について、たびたびレクチャーが行われています。

その内容は、ネットなどでその議事録などを入手することも可能な場合があります。中には、閣議決定直後で詳細が決定していないものもあるのですが、今後の補助事業の方向を探る上で大変重要であります。こうした情報を早期に入手する、そして、事業申請の準

備を早目に進めているのが、一定規模の自治体の行政担当者が行っている作業だというふうに聞いています。

その際、都道府県段階でも十分な情報が得られない場合もありますけれども、繰り返し情報提供を求めること、そして、うちの町ではこんなことに活用できるものはないかなどということの努力を惜しまないこと、そういうことを具体的にそれぞれの所管、あるいは担当者に、そうした対応をとるべきだと、あるいは日常的にとってほしいということ、町長として、明確にこれまで指示してきたのでしょうか。その点について伺います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） それらの関係については、常に部課長会議等々でもお話をさせていただいているところでございます。

今、この地方創生、あるいは国の動向、さらには、私どもの町の場合には特に財源が乏しい町でございますので、何か有利な事業等々やる場合に、例えば交付金にしても、あるいは起債措置にしても、有利な起債措置がないだろうか、そういうことは常日ごろ研磨を重ねてほしいということは申し述べているところでございます。

また、今まで国が示す交付金事業、あるいは補助金事業、今補助金事業というのは大分少なくなりましたけれども、みずからが考えて、みずから行動しなければならない、そういう業務体系に移行しつつあるところでございます。地方が考えて地方が事業を起こす、それに対して国のほうが助成をするという制度に、今、国そのものも変わりつつある状況でございますので、地方創生、あるいは地方再生、いろいろな意味で地方が考えて国に提案していかなければならない、そういう時代に突入してきている中で、やはり私どもの地域で何ができるのか、どういうふうなことをやるときにどういうふうな有利な補助制度、あるいは起債制度があるのかということは常日ごろやはり考えていかなければならない問題だというふうに捉えておりまして、職員には部課長会議の折にそのことは申し添えているつもりでございます。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 私がこれからちょっとお話ししたいのは、今、町長お答えになったのですけれども、決して企画財政課だけの責任、仕事ではないと思っています。例えば教育部門、あるいは医療や福祉や、そして産業や観光振興、それぞれの部門で今どういう事業を起こしていかなければならないか。そういうことをしっかりと問題意識を常々持って、そのことを含めて、企画が窓口なのかもしれませんが、国や道との関係で有利な補助や交付金事業がないのかどうかということ調査していく。そんなことが必要なものであって、全て企画が1から10までたたき台をつくって準備するというものでは決して私はないと思うのです。そういった点では、まだまだ取り組みとしては十分ではないのではないかとというふうに私は個人的に思います。

それで、今回の質問のテーマであります、災害時の避難拠点となる学校とその周辺整備に関する質問に移ります。

平成30年度の国の地方財政計画、地方財政計画というのは何かというのはご存じだと思いますが、まだ正式な政府の予算が決定されていない、国会でもまだ審議されていない段階で、新年度の、いわゆる交付税含めた財政計画を地方自治体に示すために、これがまとめられているわけですが、平成30年度の地方財政計画によれば、都市の防災、安全対策として1兆1,117億円の交付金事業というのが含まれています。

この事業は、避難所として指定されている小学校などを中心としたエリアについて、これは学校施設だけではなくて、その周辺の安全性の向上や通学路の改善などにも使える内容のものです。学校や地域の実態に即して積極的にこれは活用できるのではないかということを考えているわけですが、まず、この交付金事業の内容と、現在、町内の学校整備のさまざまな改善課題があるわけですが、こういうものに活用ができないのかどうか、ちょっと時間も余りないので、できれば手短かに交付金の事業内容と活用の可否について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 佐野企画防災課長。

○企画防災課長（佐野大次君） 交付金の概要について答弁させていただきます。

防災安全交付金につきましては、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合交付金として、社会資本整備総合交付金が平成22年度に創設されております。

防災安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や事前防災減災対策の取り組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援するために社会資本整備総合交付金との二本立てとなる形態で、平成24年度補正予算において創設された交付金となっております。

命と暮らしを守るインフラの再構築と、生活空間の安全確保を集中的に支援するため、平成30年年度におきましては1兆1,117億円の予算となっております。この防災安全交付金のうち、学校等をどう防災拠点機能強化と通学路等の安全対策交付金事業は、避難所となる学校施設から1キロの圏内において防災子ども安全まちづくり計画を策定した地域を対象に、災害時に安全に移動するための避難路の改善や防災施設の整備を集中的に実施するとともに、子供の通学路、遊び場の安全対策をあわせて実施することにより、防災性と子供の安全性を向上するための交付金事業となっております。

対象事業といたしましては、カーブミラーやガードレール設置といった見通しの確保、側溝や側溝のふたかけや塀等の倒壊危険工作物の除去といたします安全性の向上、歩道設置による歩行空間の確保や防犯灯設置による視認性の向上といった避難の円滑化、防災空き地の整備などといった避難地の確保となっております。

国土交通省都市局の交付金メニューとして、防災機能強化や安全対策について、避難所となる学校周辺を都市機能とあわせて総合的に整備するための交付金と認識しております。

○議長（佐々木良一君） 天野教育次長。

○教育次長（天野英樹君） 町内の学校整備の活用の関係でございます。

学校整備に関する事業といたしましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金事業を活用して、各学校の耐震化工事を初め、虻田中学校体育館のバスケットゴール改修や照明のLED化工事を実施しており、補助率は2分の1から3分の1などとなっているところでございます。

また、本年度に洞爺中学校においてICTタブレット活用授業のモデル校として機器等の整備をしたところでございますけれども、これにつきましては、文部科学省ではなくて、総務省所管の公衆無線LAN環境整備支援事業を活用しており、内容としましては、避難所などの防災拠点の公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備を行うことにより、災害発生時の情報伝達手段の確保を目的としたものでありましたが、当町の事業内容が適当であるとして事業採択を受け、防災担当部局と連携を図りながら整備を進めたところでございます。洞爺中学校において、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備をしたことにより、教育での活用はもとより、災害時などにおける活用が可能となったところでございます。

なお、議員提案の交付金事業につきましては、具体的な内容がまだ不明であります、現在のところ実施避難所に指定されている学校の改修等の活用は難しいものと考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） これは学校だけではないので、学校の周辺地域についても、先ほどお話しあったように、1キロ圏内で見通しの確保であったり、安全性の向上であったり、あるいは避難の円滑化、通学路の改善、避難地の確保とか防災空き地の整備、空き家等の除去なんていうのも含まれているようなのですが、ただ、今学校の整備には難しいというお話がありました。これは、実はこの事業自体がまだ具体的にどうということがどういう場合に交付される対象となるのかというあたりについては、事務方のほうではまだ十分出し切れていないようなところがあって、難しいかどうかも含めて、まだはっきりとした判断はできる段階にあるのだろうと。

私は、いずれにしても、これは非常に有利なというか、有効な一つの事業だと思うのです。今まではどうしても防災だ、学校だというふうになると、その地域、あるいはその建物だけが対象となって、なかなかこれを広範囲にかけて整備することができないということがあったわけですが、実は今年度だけではなくて、以前から取り組んでいることで、学校ではできないという話がありましたけれども、私ちょっとこういう例を調べてきました。

この交付金事業を活用して、学校整備を進めている町があるのですね。それは、兵庫県の市川町というところなのです。どういうことをしているかという、トイレの改修やエアコンの設置、小学校の校長の要望で、これまでB判ノートを置くと筆入れも置けないような小さな机などをA判ノートや筆入れを置ける机と椅子に全て更新したというふうに、この事業によって行ったということなのですね。ですから、平成30年から実際に始まったわけではないということなのだと思いますが、こんなふうに学校整備にも取り組めることができるということが紹介されています。

ですから、私、今結論づけて学校では無理だと、それはまだ実は国から都道府県にはもうレクチャーされている。そして、その中身を聞けば、わかるはずなのです。そのことも含めて、最初からだめだとか、いいとかではなくて、こういうことをやれる、あるいはこういうことができないかということで、行政側から積極的に働きかけて、調査する。そして、要望を上げていくということが大事だということ为先ほども言ったとおりです。

そういうことを行政がやらなければ、結局、国が都道府県の担当者に話があって、そこから各、北海道でいけば総合支所、あるいはそういうところを通じて、その管内の市町村のまた財政なり企画なりの担当者を集めて、説明会があって、そして期日はあと3週間ですというような、そんな短い期間で、例えば今回でいえば、平成29年度予算、国家予算も終わりますけれども、こういうような、特に町村の場合は準備ができていないから間に合わないということが多いのです、いつも。だけど都市の場合は、自分の町はこういうことがもうこれから必要だと、だからそのためのメニューをしっかりとっておく。すぐに国がそういうことで具体的に動いてきたときに、すぐ手を挙げられるようにする。こういうことが大事だと思うのですね。

そういう点で言うと、この事業、もっと私は研究してほしいと思うのです。まだ予算は国会で審議中ですから、決まっています。しかし、決まったらすぐに手を挙げて、本当にこういった積極的に予算を得て、整備を図るといふぐらいの町としての積極的な姿勢が、私はやっぱりまだ欠けているというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（佐々木良一君） 森副町長。

○副町長（森 寿浩君） 全体的な話になるのですが、先ほど町長からお話しあったように、事業に関しては、やはりいろいろな情報網、アンテナを張って、進めて、財源を確保するというようなことで私どももやっておりますし、それが民間の助成なんかも含めて、今までいろいろな財源も充当しながらやってきているというようなこともありますし、平成29年度でも、額は小さいですけれども、運輸局のインバウンド対策の事業で、外のトイレの洋式化ができるとか、そういったことも情報を入れながらやってきているということでございます。

今、議員おっしゃった交付金の関係も、当然、さらに情報を集めながら、基本的にはできるだけ有利な財源を入れて、事業があればやっていくという基本的な考え方は持っております。

○議長（佐々木良一君） 八反田経済部長。

○経済部長（八反田 稔君） 補足説明でございますが、せっかく今回議員から提案がございましたので、私どもちょっと調べさせていただきました。

聞き取りしたところは、北海道の都市環境課のほうから伺ったところでございまして、議員から今回提案がありました事業につきましては、過年度から制度としてはあったのですが、平成30年度から重点項目となりまして、採択が受けやすい事業ということで聞いてございます。

その中で、一番の主体的な目的といたしましては、地域防災計画で避難所となる市街地の防災性と安全性の向上に資する事業ということでございまして、その中で先ほど企画防災課の課長のほうから答弁させていただいたように、個々の避難路の円滑化とか見通しの確保とかいろいろございましたけれども、その中で、一番大事な今回求めている避難所の整備というのはどういうものだろうかということで聞いてあります。

北海道の担当課から聞きますと、避難所の整備自体は、今回のこれは面としての整備でありまして、個々の避難所単独の整備というのは対象外というふうにはっきり聞いてございますので、そこら辺で残念ながら今回は外れているということでございますが、もう1点、状況を聞きますと、道内の市町村では要望がなくて、北海道自体も今後もう一度研究して、公園整備などにもこの事業を使いたいということでの回答をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） ネットで調べてもそうなのですが、表記自体が学校等の防災拠点機能強化ということと、通学路等というのは面の部分ですね。ですから、国がもともと示しているのは、避難所としての学校設備も含まれているそうです。ですから、その辺は道の担当者がどういうふうに受けたかわかりませんが、これは国のほうも含めて、これはどこかということ、ご存じのように国土交通省、都市局の予算になるようですから、例えばそういったところにも直接行政側から問い合わせることも必要だと思うのですよ。

そして、先ほど委員会の所管報告にもありましたけれども、避難所たる学校が、例えば体育館のトイレがあのような状態で使えないというような状況は、やっぱり早く改善しなければならないわけですよ。そのためにどういう有利な補助事業があるのかということを考えて取り組んでいかなくてはいけないのだろうと思うのです。暖房の問題にしてもそうですし、それからトイレの問題にしてもそうです。さまざまなことで、特にこの防災拠点となる学校施設についての整備の課題はどここの学校でも抱えているわけですから、教育委員会の所管でもあるけれども、同時に、町全体としてもこの改善点については具体化し、それに必要な補助を受けるための手当、そのために早期にやっぱり情報収集して、有利な交付金事業を受けられるように、町側としても取り組んでいく必要があるのではないかと。

私はそういう意味で、本当にほかの町村、中には予算がすごく少なく、限られた件数しかできない場合があるのです。年次的に何年間の間に、ことしは何十件ぐらいの話でやっているところもあるので、計画をまとめて早く出さなければ、それだけ事業化されるのはおくれるし、補助も受けられないと。結局は、間に合いませんでしたというようなことになってしまうのでは、これは本当にいつになっても整備が進まないわけですから、ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいと思うのです。

そのほかの事業としても、私いろいろ調べてみたら、これは、ぜひ皆さん行政側で

も参考にさせていただいて調べてほしいのですが、一つは、都市のスポンジ化対策、空間再編にぎわい創出事業として、今までは2ヘクタールが対象だったそうですが、それが0.5ヘクタールに範囲が狭まって、それだけ申請しやすくなったというのがあります。

それから、学校関係でいうと、補習等のための指導員等派遣事業というのがあります。これは教員加配にもつながる。特に、過疎化が進む学校で教員の配置がなかなか難しい。そういう中で学習力を低下させてはならないということから、いわば指導員という形ですけれども、中には教員そのものを加配するというための事業化も含まれています。

それから、社会基盤の施設の長寿命化事業の拡充です。今まで、長寿命化事業はありませんでした。さらに、それを拡充するということが、予算もふやすということなのですが、この点についても、ぜひ有効に活用していただきたいし、もう一つは、防災・減災事業の拡充、延長。これは、私、洞爺湖町の役場の非常発電機が1階にあると。津波になったら使えなくなるということもはっきりしていますから、庁舎の非常発電設備の移設等も考えなければならないのだと思うのですが、例えばこういったことに活用できないのかどうかということはありません。

国ではいろいろなメニューを出してきています。そのメニューの具体的な中身というのは、それぞれの都道府県の担当者にも説明しておりますけれども、積極的に市町村が聞きに行けば答えてくれていますから、ぜひそういう形で有利な補助を早く受けながら町の整備を進めていく、そのことが大事だと思うのです。待っていたのでは整備は進みません。やっぱりこちらから積極的に、それこそ求めていくことが大事だと思うのですが、最後に、そのことについてどうお考えか、伺います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 確かに、国に対して直接申し出、あるいは要望していく、これも大切なことかと思えます。私どもの町は北海道がありまして、そこの下部、総合振興局があります。やはり物事、順序というのがありまして、振興局、そして道を通じて国のほうというふうな今順序を私どもはとっているつもりですけれども、時として、やはり直接国に出向いて、その状況、何か有利な制度はないか、こここのところも実はやっているところがございます。そんな中、後から言われるのは道からの嫌みでございますけれども、それらも無視しながら、今現在も一応そういうふうな形でやらせていただいております。その成果として、何点か実はもう出ているところもあります。

また、有利な補助制度、これはうちの職員がいろいろな制度を調査しながら、この金はうまく使えそうだと、いわゆる10分の10、これら金額1,000万円程度のものにもなりますけれども、そういうものも利用させていただいている。これは職員の成果かなというふうにも思っております。大きいところでは、ジオパークでたしか10分の10でしたけれども、1億円近くのを、1億円超えていたかな、私どもの地域でいただいていた経緯もでございます。常に、やはりそういうふうなものには職員がアンテナを張っている。

今おっしゃっていただいたように、企画だけではなく、財政も含め所管課がいろいろ勉

強していただいて、そしてやらさせて、先ほど教育次長が述べておりましたけれども、学校にWi-Fiを入れた、これは、こちら防災のほうのお金ではなく、総務省のお金を利用させていただいて入れさせていただいた。あらゆる面で、情報は一応うちの町は体制をとっているかなと思います、不十分だと言われれば不十分かもしれませんが、一生懸命やっていることは間違いないかなと、私は認識しております。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） それでは、2件目のことについて伺います。

二つ目は、後期高齢者の健診及び保険事業の推進ということで質問させていただきます。

初めに、ご存じのように、私は北海道後期高齢者医療広域連合議会の議員の一人でもあります。先月2月23日の金曜日には、平成30年の第1回定例議会が開催されました。

その中では、新年度から6年間の後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（案）とか、あるいは新年度から2年間、18年度、19年度の2年間の高齢者の医療保険料を1人当たり平均1,414円、率にして2.4%値上げして、特に低所得者の負担をふやす料率改正とする条例改正案、それから、それらを前提とした平成30年度の一般会計と医療会計予算案のそれぞれが、実は賛成多数で可決をしました。これ自体も、高齢者にとって大きな来年度から負担となるもので重大な問題なのですけれども、その中で、高齢者の健康年齢を引き上げるための健康づくりや健診事業というのも大変重要な課題となっています。

健康年齢、あるいは健康寿命とも言いますが、これはどういうことかということ、健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間、簡単に言えば、日常生活に制限のない期間ということで、健康寿命のほかには何かあるかということ、寿命なのです。ですから、健康で暮らして、その後、寿命を迎えるということで、今、健康寿命と、そして寿命との間をできるだけ狭くしようと。そうすると、健康でいられる期間が長くなるし、かかる医療費も少なくて済むと、こういうことなのです。

それで、北海道後期高齢者医療広域連合の第2期保険事業実施計画、データヘルス計画とも呼ばれているようですが、よれば、北海道の平均寿命は、全国と比べ男女とも短い。そして健康寿命は、特に男性が短い。女性は長くなっているというふうに出ています。

平成23年度における北海道の健康寿命、男性は71.11年までは健康でいられる。女性は74.39年までは健康でいられる。この平均寿命との差でいけば、男性が8.76年、つまり、健康でさらに寿命を迎えるまでの間が8.76年、女性は健康でいて、さらに寿命も迎えるまでの間は11.88年ある。では、その間の期間は何をしているか。つまり病院に通い、入院し、あるいは施設に入所する。こういう実は状況だということですね。これが実は北海道というのは、全国の健康寿命からいっても、男性が0.08年短くて、女性が0.18年長いという状況です。

そんなことで、まず、やはり健康寿命をどう延ばすかというのが町の大きな課題。健康寿命が平均寿命に近づける対策が大事だということは、誰が考えてもそのとおりだと思います。その点でいうと、健診の結果について、北海道は医療、健診とも未受診者が多くて、

疾病の未受診者で、つまり病気をしていない人で健診を受けない人で、健診を受けた結果、重症度の高いレベルが非常に多いということなのだそうです。

このことから、医療と連携強化による重症化予防事業の取り組みというのが大切だということが、このデータヘルスの中でも示されているわけです。

さて、それではうちの町はどうかと。1点目の現状と課題の分析についてお聞きしたいと思います。

健診受診率については、先ほど全道の話をちょっとしましたが、全道的には健診受診率、平成27年には13.41%、それから平成28年には13.74%、高齢の方で健診受診している方は、これだけなのですね。実は、全国の27.6%から比べても、北海道は、受診率は半分以下。本当に、北海道自体が不名誉な状況にあります。

洞爺湖町はどうかと。洞爺湖町は、平成28年度の健診受診率は8.56%、このとき北海道は13.41%ですよ。全国では27.6%ですよ。つまり、全道平均13.74%よりもさらに低い、こういう状況だと。

ちょっとこの管内の状況を見てみました。室蘭市では、健診受診率が26.4%で、全道の市町村の中では上から14番目、登別市は21.4%で、これは上から数えたほうが早いですね。29位。伊達市は、若干下がるのですが健診率は10.38%、上から99位。そして、壮瞥町は断トツですね。40.44%。上から数えると全道で5番目に健診受診率が高い。豊浦町、13.26%で、上から73位。

さて、洞爺湖町は何位でしょうか。担当の方に答えていただこうと思いますけれども、こういう状況になっているということはどういうふうにお感じなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（原 信也君） この現状をどう捉えているのかというご質問かと思えます。

まず、後期高齢者健康診査につきましては、後期高齢者広域連合からの受託事業として実施しているところでございます。町が実施しています健康診査につきましては、後期高齢者にだけ特化した健診ではなく、洞爺湖町国民健康保険の加入者で、30歳以上の方を対象としての集団健診と病院で直接受診していただく個別健診の2種類で実施しておりまして、後期高齢者の方々もこの2種類の方法により特定健診を受診していただいているところでございます。

洞爺湖町におきます後期高齢者の受診率は、過去3年間の受診率の推移で見ますと、平成26年度で7.86%、平成27年度で8.34%、平成28年度では8.56%となっており、全道の順位としては123位という非常に低い状況でございます。しかし、毎年わずかながら上がってきている状況ではございます。しかしながら、広域連合が示す受診率目標の15%、北海道の平均受診率の13.74%を大きく下回っている状況でありまして、町民の健康を守る観点からも大変苦慮しているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） ぜひ、なぜこんなに健診率、受診率が低いのかというところを見てほしいと思うのですね。以前、同じような質問を議会でさせていただいたときに、こういうお答えをしていました。既往症、つまり病気を持っている方が医療機関に受診していることが原因して健康診査の受診者が伸びていないと。病院に行っているのが悪いと。健診に行かなくてもいいというような思いがあるのかもしれませんが、いずれにしても、健診事業に参加する、そういう方がそのために少ないというようなことを言われていたわけですが、私はそれで諦めていませんかということを改めて問いかけたいと思います。

そもそも、先ほども受託事業だという話がありました。そもそも平成20年に高齢者を年齢で差別して、高齢者に負担を求めるような後期高齢者医療保険制度ができる前の老人保健法ときには、高齢者の健診事業というのは市町村の義務だったのです。義務行為。そのことにより、健診受診率も現在よりも高かったわけですね。それが、今の制度になって努力義務というふうにされて、実施自治体への財政支援も減額すると。そして結局、自治体の努力がそがれる状況をつくってきているのです。そういう中で、受診率が一旦ぐっと下がってしまったのですね。それでも持ちかえして、今、壮瞥町のように40%を超える健診受診者がいると。

先ほど説明の中で、集団健診と個別健診をやっていますという話がありました。それは年齢に関係なくやっているのだと。だけでも、特に高齢者の部分で見ると、受診率は非常に少ないということなのですよ。だから、その点でいうと、そういう制度上の問題もありますけれども、住民が健康で安心で暮らせるために行政は努めなければならないわけで、どこの町もそのために高齢者の健診受診率を引き上げるためにさまざまな工夫、苦勞をしています。

後期高齢者のほうも、高齢者事業のほうも、全道市町村全て訪問して、受診率が高い要因は何なのかということをもとめているそうです。1番は徹底した住民周知、2番目が住民に定着した健康診査、あるいは健診のための企画や運営を工夫しているとか、あるいは地元の医療機関や医師との連携とか協力を惜しまない。さらに地区組織を活用した地域ぐるみの健診を行っている、健診に対するそういうことで住民意識も高まってきている。それが受診率の要因になっていると。

逆に、低受診率の要因は何か。これは、逆に不十分な内容を指しています。行政が健診のための企画とか運営がほとんどできていない。それから、市町村の健診に対する考え方、方針がしっかり確立していない。それから、そのための組織、業務体制や人員がしっかり配置されていない。あるいは健診機関や医療機関との連携とか協力、理解ということについての意識が低いというようなことが、逆に低受診率の要因となっているということです。

ですから、努力はしていると思うのです。少しずつ伸びていますからね。努力はしているのだけれども、正直、西胆振でも最低水準という今現状がまだ脱し切れていなくて、大変不名誉だと私は思いますし、それは名誉か不名誉の問題ではなくて、先ほど言ったよ

うに、健康年齢を引き上げて、健康寿命ですね、本当に健康で長生きできる高齢者をふやしていく。そのことが、しいては医療費の給付を抑制することにもつながるし、地域の住民の活力を引き上げることにもなるのだよということで、この健診事業には、そういう意味で本当に積極的に取り組んでいく必要があると思います。

その点で、このことばかり言ってまた時間がなくなるのですが、ぜひそういう進んだ取り組みをしている市町村が、後期高齢者健康診査の手引きと、ここにも具体的にどんな取り組みをしているか、そして、住民にはどういう形で周知しているかというチラシまで見本をつけて紹介していますから、ぜひ、うちの町なぜこんなに健診が低いのかと、どうしたら健診が引き上げられるのかと、少なくともこの管内の平均値以上に伸ばすためにどうするかということを努力していただきたい、考えていただきたいということを提案したいと思うのです。

もう一つは、介護保険との連携です。75歳以上の高齢者、それ以前から認知症になったり、要介護状態になる方もいますけれども、町が行う介護予防事業は要介護状態の発生及び悪化の予防、軽減を目的にしています。後期高齢者になるほど医療と介護の両方のニーズをあわせ持つことになるわけですが、それぞれの支援が並行して必要となる場合も想定されます。健診及び保健事業の実施も健康管理と介護予防の視点を合わせ、効果的に進めるべきだと思うのですが、その点もあわせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（原 信也君） まず、健診に対する努力でございます。

当町といたしましても、受診率の向上に向けましては、これまで集団健診の実施、2カ月前から自治会の回覧で健診のチラシや今後のスケジュールを各戸配布いたしまして、ホームページへの掲載、健康づくり推進を通して健康参加への呼びかけ、集会所や公共施設へポスターの掲示、老人クラブや地域サロンでの健診の呼びかけを行ってございます。

また、昨年度から、平日休めない方に対する日曜日の健診日の設定、夜間での電話勧奨、また未受診者に対する町長直筆の勧奨はがきの送付など、そういう努力はされていますけれども、結果的には受診率には結びついていない。こういう、多少努力はしているのですけれども、今後とも庁舎内での横断的な部分で、関係課と協議を含めまして受診率の向上の対策に努めていきたいと思っております。

もう1点、健康管理と介護予防を効果的に進めるべきであるというご質問でございますけれども、現在、当町では集団健診におきまして、健診の結果に基づきまして、まず保健指導、健康管理を行ってございます。この中に、介護予防に関する検査も追加して行っているところでございます。また、高齢者に対する健康相談や健康教育を実施しております。平成29年度2月末現在でございますけれども、さわやかな窓口相談で10名、老人クラブや地域サロンでの相談業務は24回実施しまして、357人の相談を受けてございます。健康教育につきましても年34回実施いたしまして、570人参加していただいているところでございます。

洞爺湖町では、平成26年度から後期高齢者広域連合との委託事業の項目のほかに、栄養状態を確認できる検査や心電図、眼底検査や65歳以上の方から受けられる介護予防チェックリストによる問診、運動器検査を行いまして、高齢者の栄養状態や運動機能の低下、認知機能低下者の早期発見に努めてまいっているところでございます。また、運動機能や認知機能の低下者に対しましては、早期の介護予防事業への参加を勧めておりまして、介護予防事業へつなげているところでもございます。

なお、このような高齢者を対象に健診で介護予防健診を行っているのは、西胆振の市や町では、現在、洞爺湖町だけというふうになってございます。

また、平成29年度より包括支援センターのほうが実施しております80歳以上のひとり暮らしの高齢者の個別訪問を行ってございます。現在62人の健康状態の確認を終えまして、その際には、健診への勧奨や介護予防事業への参加も同時に促しているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 答弁をいただくと、本当に努力しているのだと思うのですよ。先ほども言いましたけれども、この管内でも洞爺湖町だけが取り組んでいる、そういった取り組みもあると。健診の受診者は引き上げるというのは1年間で一遍にどっとはいかないのかもしれないかもしれませんが、そういった努力が少しずつ実を結んで受診者を広げているということとはわからないではないのですが、もう一つやっぱり、これは担当の部署だけの問題として捉えているところもちょっと大きな弱点なのかなという気がするのですよね。やっぱり財政的には必要な予算がないわけですから、当然、今ある予算の中で最大限できることとしていろいろ取り組んでいるのだと思うのですが、ぜひ、結論を言えば、全国で取り組んでいる進んだ経験のまとめたものありますので、これを参考にして、うちの町ではどうだったかということ改めて見直していただきたいのですが、幾つか、その事例を紹介しながらお話したいと思うのですね。

例えば、健診というものの形態についての例ですが、道内で赤井川村というところが、住民の足の確保のために送迎体制を整備すると。集団健診4日間のうちの1日は役場職員が送迎を実施しているとか、健診受診申し込み時に送迎希望者を把握していると。こんなことで送迎車、送迎する体制を整えているとか。

月形町などでは、これはこの冊子にも紹介例が出ていますが、高齢者のみを対象とする健診日も設けていると。集団健診6日間のうち、1日間は受診対象を高齢者のみとしたシルバー健診という形で設定している。健診受診した高齢者の約4割がシルバー健診で受診して、ゆったり健診を受けることができる。通常は集団健診のそわそわとした順番を待っているようなものではなくて、もっと高齢者に合わせた形で健診が受けやすい、そういう形態をつくっていると。

そういうこともありますし、それから、住民への周知の仕方もいろいろ工夫していると

ころがあります。これは、当別町なんかは、後期高齢者健診独自の受診勧奨用のポスターを作成していると。毎年作成して、個別健診実施医療機関とか公共施設とか町内会館などに掲示していると。ポスターと同じような内容のチラシを町内会や高齢者クラブなどの集まりでの周知に活用しているとか。

木古内町では、個別通知の開始で、大幅な受診者数が増加したとあって、これはすごいですね、平成23年度が1%足らずの受診者だったのが、1年後の平成24年度には12.7%に受診者が増加したと。これは広報の掲載だけではなくて、対象者全てに健診案内と受診券を送付する、そして受診率のアップに努めていると。多分、これだけではないのでしょうけれども、うちも多分受診券を送っているのだと思いますけれども、そういった取り組みをしている。

あるいはそれだけではなかなかチラシを見てもらうとか、案内をするだけではなくて、個別に声をかける。黒松内では、集団健診の未受診者に対する個別健診の受診勧奨。春の集団健診終了後に、集団の未健診者に個別健診のお知らせを送付して、健診受診に結びつけている。

実は、私にも町長の名前ではがきが来たのですよね。別に町長の名前で来たからその期間に受診しなかったわけではないのですけれども、都合が悪くてあれだったのですが、あえて町長の名前を出す必要があるのかなと、ちょっと私、半分、変だなと思いました。町長から声をかけられたから、だから行かなくてはと思いますか。私そんなふうに思わない。ましてや、ことしは町長選挙の年だとなると、どうも何かもやもやとしたものがあって、あれだったのですが、いずれにしても、個別に案内することは大事だと思うのですよ。

それで、秩父別町では、住民サイドに立った興味を持つ健診案内チラシ。これは、毎年内容を更新して、サイズや文字の大きさ、色使いを工夫する。健診受診の動機づけのための内容とか健診方法をみずから選択できるように健診方法のメリットを紹介、そして、トピックスの掲載なども工夫している。

中富良野町は、地区組織を活用した健診申込書の配布と各種方法による回収を行っているというようなことなども上がっています。

そして魅力づくり、やっぱりこの健診に行けば徳をするよなという思いを持たせるために、住民のニーズに応じて健診項目の追加やがん検診とか脳ドックなどのセット検診、こういうものも実施して非常に効果が上がっていると。そして、地域の実情に合わせて、時間帯の工夫、休日の開催、イベントに合わせた健診の実施。被保険者の立場に立って、利便性を高めることで健診への関心を高めると。

最後が肝心です。医療との連携、協力、これは非常に大事です。お医者さん自身が、健診の必要性を余り認識していない方もいるというのが、実は共通した認識なのだそう。問題だそうです。

健診事業は、地域の医師会とか医療機関の連携のもとで展開されるのが望ましいということで、特に地元医師連携や協力体制の構築は不可欠だということで、例えば北見市、地

元医師会との協力体制を整備して、健診事業を効果的に展開していると。医師会の健診担当理事を窓口に、事業の調整、協議を実施しているとか、医療機関に健診の全受診者向けのパンフレットとか、あるいは資料の配布をさせていただいていると。

地元医療機関への地道な説明を続けて、個別健診の体制整備をして受診者をふやしているのが赤平市です。寿都町なども、日ごろからの地元医師との連携強化でスムーズに個別健診を開始しているというふうに、医療機関からも健診を受けなさいよというふうに声をかけていただいている。

お医者さんに言われると、役場の町長や担当者から言われるよりもやっぱり効果があるのではないですか。ここの先生に来ているからいいではないですかと言いたいところですけども、先生から「あなた、ちゃんと全部調べてもらいなさいよ」と言われれば、健診にも参加してくる。そういう人たちがふえるのだということなのです。

上げれば切れないのですけれども、本当に健診受診率を上げましょうよ。西胆振、胆振西部で最下位、本当にそういう状況で、北海道自体が全国の健診受診率の半分以下なのですよ。さらにそれを引き下げるような格好で、洞爺湖町がいまだに残っているというのは、私は非常に頭が痛いのです、実は。

そういうこともあって、町民の健康を守る、高齢者の健康年齢の寿命を引き上げる、そのことが大事ですから、ぜひそういう方向で、今取り組んでいる内容は確かに一生懸命やっているのでしょうけれども、それをさらに見直しして、なぜではこんなに健診率が受診率が低いのだと、そのことをしっかりと分析して、必要な手だて、時には町の予算措置も含めて町長に求め、この健診受診率を引き上げる努力を図っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（原 信也君） ただいまのご質問でございますけれども、今、議員のほうからも広域連合のほうからの優良事例の紹介、手引き、私どもも持っております。その中で、いろいろ見てみますと、やはり上位のところは、私どももそんなに遜色はないのですけれども、やはり住民の周知だとか、そういう部分での工夫が足りないのかなというふうにも感じているところがございます。

新年度に向けまして、庁内で関係する課と、またさらに協議を進めまして、地域のほうに健康づくり推進員がおります。さらなる口コミとか周知をお願いするような形で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。また、平成30年度に向けては、少しでも受診率が向上するよう、高齢者でも見やすいチラシの工夫を行ってまいります。

また、高齢者は免許証返納などさまざまな事情によりまして健診に歩いてくるのが困難な方々を対象に、利用状況をちょっと検証したいというふうに考えておりまして、試験的に公用車で送迎も検討して、受診率の向上の対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 私どもの町、対象者として1,860人程度の方がいらっしゃるのかな。

そのうち160人くらいの受診なのかなというふうに思っておりますけれども、先ほど一つの例として、いわゆる90%近くの方が何らかの医療機関にかかっているということもございましたので、逆にそちらの先生のほうと連携しながら、対象者の方にご連絡をするというか、そういうものも一つの方法かなというふうに思っておりますので、そこら辺は、これからよく検討して、そういうふうなものができるような努力もしてまいりたいというふうに思っております。

また、ちょっと誤解を、先ほどの質問の中で受けてしまったら恐縮なので少しお話をさせていただきますが、私、町長名で出しておりますが、今年度に限ったことではなくて、数年前から継続させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 何を取り組むにしても、やっぱり年度ごとの目標をちゃんと持って、その目標を達成するために本当に真剣に取り組んでいくということ大事だと思うのですね。やるだけやるとか、やれるだけやりますみたいな、そういうことではなくて、本当に北海道の場合は当面15%目標、これでも全国には及ばない受診率なのですが、そういう中、洞爺湖町は1年、2年後、どのくらいのやっぱり受診率に引き上げていくのかと、そのために何をするのかと、そういうふうに真剣にそのことに取り組んでいくいろいろな工夫が生まれてくると思うのです。

全道でのさまざまな取り組みが先進事例として紹介しましたけれども、それが全て、どうやったら受診率が引き上げられるのかということで真剣にやっぱり取り組んできて、いろいろな活動が具体化していったわけですね。積み上げていったわけですね。北海道があれば、これやれと言ったわけではない。その町で受診率を上げるためにどんな工夫が必要なのかということを考えて取り組んできているからこそ、伸びているわけですよ。ですから洞爺湖も、本当にそういう方向で考えていけば、全道でやっていないような取り組みの中で受診率を引き上げることだってできるかもしれない。

いずれにしても、前向きに目標を持って取り組んでいただきたいということを改めて求めて、次の質問に移りたいと思います。

3件目は、二つありまして、洞爺地域における振興対策の課題ということで質問をさせていただきます。

一つは、洞爺湖芸術館をめぐる町の対応についてなのですが、昨年12月会議で洞爺地区の振興策について質問しました。第2期まちづくり総合計画にかかわって、町としての洞爺地域に対する現状の認識や課題、将来像が抽象的で具体性がないという感じがしたからです。今回はこの問題でさらに続けて質問するということになると思います。

そこで、一つが洞爺湖芸術館のことについてです。

芸術館の位置づけと今後の対応について伺うわけですが、実はちょっとここで訂正させ

ていただきたいのですけれども、通告書には「洞爺芸術館」と実は記載してありますけれども、これは正式には「洞爺湖芸術館」と、「湖」が抜けておりました。大変申しわけありません。洞爺湖芸術館に改めていただきたいと思います。

洞爺湖芸術館は、2008年4月に町の直営で管理運営が始まりました。そのときの所管は教育委員会、年間予算は295万円。その際、学芸員の資格のある町職員が1人配置されました。友の会の人件費などはボランティアで、全く無償提供というような状況でした。それから5年後の2013年、平成25年ですが、この4月から洞爺湖芸術館友の会が指定管理者となって管理運営を開始しました。当初予算は441万7,480円。このときの町の負担が166万2,000円で……。

○議長（佐々木良一君） ちょっと立野議員、1番と2番を逆に質問するのですか。

○6番（立野広志君） ごめんなさい、逆になっていましたか。（発言する者あり）そうですか、申しわけありません。私、順番をこういうふうに書いていたものですから、この順番でやらせてください。申しわけありません。

それで、5年後に指定管理者となったわけです。現在、2回目の指定管理となっているわけですが、契約期間が来年の3月末ということでもあります。

さて、そこでまず伺うのですが、指定管理契約の期限満了後、現在の契約相手方は、再契約の意思はないと表明しているようですけれども、この件について承知しているでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 見付庶務課長。

○庶務課長（見付敬蔵君） 現在の指定管理者の意思表示についての把握についてのご質問でございますが、昨年末、洞爺湖芸術館友の会より現指定管理期間満了となります平成31年度以降につきましては、会員の高齢化により指定管理者として施設運営に携わることができないとお話を受けたところでございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） いずれにしても、問題は、洞爺湖芸術館のあり方に対する町の姿勢にもあるのかなというふうに思うのですが、その件について幾つかお聞きしたいと思います。洞爺湖芸術館が指定管理者によって管理運営をされるようになって以降は、来館者は飛躍的に伸びています。特に毎月のように開催されている特別展や講演会、あるいは時には演奏会などもありますし、それらの開催を周知するポスターやリーフレットの工夫には、公私をいわずにかかわってこられたスタッフの努力と豊富な人脈と支援者のおかげでもあると思うのですね。さらに、今や洞爺湖芸術館というのは、道内の美術館ともネットワークがつくられ、美術品の貸し借りが相互に行えるほどのつながりを築き上げてきています。

そういった点で、年度ごとの入館者が非常にふえてきているということなのですが、例えば友の会スタッフの努力で来館者がふえていますけれども、2016年の4月から11月の開館中に過去最多の3,800人、平成29年今年度はさらに4,000人台に入っているそうですが、

こんなに来場者がふえています。

ただ、入館料の収入や友の会の会費の積み立てだけでは招待作家への宿泊費や旅費、謝礼を満足に出せずに作家の理解に支えられているというのが現状だということなのですね。

その点について、どのように町としては認識しているのか、伺っておきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 見付庶務課長。

○庶務課長（見付敬蔵君） 先ほど、議員おっしゃっていましたがこれまでの歩みを若干復唱するような形にはなりますけれども……。 （「時間がないので短くしてください」と発言する者あり） はい、わかりました。

これまで、ボランティア団体ということで、当初は平成21年度から洞爺湖芸術館友の会が発足しまして、官民共同による施設運営がなされたところでございます。また、その後、平成25年度からは施設の一層の充実、発展を目的に芸術館友の会が指定管理者として、また、庶務課が芸術館友の会との毎月の打ち合わせのもと、特別展などの事業についてサポートする体制と切りかえて、これまで運営してきたところでございます。官民連携の施設運営を図ってきたところでございます。また、事業特別展などで不足する事業費につきましては、毎年度芸術館とも協議をしまして予算化しているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 伊藤総合支所長。

○総合支所長（伊藤里志君） 先ほどの予算の話ですが、平成30年度におきましても、芸術館が開設10周年ということで、芸術館の予算の要求に対し打ち合わせをしまして、本年度については、要求した額を満度に町長部局のほうから回答いただいているという状況でございます。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） そこで本題に入りたいと思うのですが、今、答弁いただいたのは、洞爺総合支所庶務課の課長でしたよね。洞爺湖芸術館は、町や地域にとってどのような存在として今後活用していくのかと。指定管理者任せでなくて、行政自身がしっかりと位置づけを明確にして、今後の管理運営に責任を持たなければならないというふうに思うのですね。収蔵作品の単なる展示場とするのか、あるいは専門の学芸員や専門スタッフを配置して、美術館、または博物館としての役割とか機能を発揮できる施設とするのかが問われているというふうに思うのです。

一般的に、あるいは美術館という位置づけになれば、本来は教育委員会が所管をして、そして取り組んでいくことになるわけですがけれども、今回は庶務課がずっと対応しているという状況なのですね。教育委員会のほうが全く出てこないということなのです。

それで、今までの実績はどうやってつくってきたかというのは、先ほどもお話ししましたけれども、伺うと、館長が美術に関する学芸員の資格を取得して、さらに、学芸員のネットワークを生かして取り組んできた。そういうことで道内の美術館とのネットワークが築かれるようになったということですし、それから、現在、北海道150年記念事業に道

立近代美術館がアートギャラリーを企画するというので、洞爺湖美術館の入場券の半券があれば、無料でこれが観覧できるというふうにもなっているのだそうです。あるいは札幌の本郷新記念札幌彫刻美術館とか、札幌芸術の森美術館などともネットワークができていくということで、本当に、これは平成30年度以降、洞爺湖美術館がどうなっていくのか、非常に心配なところですし、町自身がどちらかという指定管理事業者に任せっ切りになってきた部分があると。

法律上でいくと、美術館という位置づけになりますと、ちゃんと館長初め、学芸員を専従で配置しなければならないというふうになっているのですけれども、そういったことも町としては、方針化は全然していなかったみたいですね。ですから、館長自身が学芸員の資格を取ってということになったのだと思うのですが、それらも含めて、一体これからどういう施設として、この洞爺地域で美術館を活用していくのか。そのことを改めて伺いたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 見付庶務課長。

○庶務課長（見付敬蔵君） 今後の施設の活用でございまして、洞爺地区は国際彫刻ビエンナーレ事業を8回開催してきた経緯から、芸術文化活動の土壌がありますことから、芸術発信拠点として、町民に多くのすぐれた作品鑑賞の機会を提供する取り組みや、町外に対しましては、施設周辺のすぐれた自然環境を含めた情報の発信をすることにより交流人口の増加を図りたいと考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） そんな答弁でいいのですか。ちょっと私、納得できないのですけれども。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 平成20年でしたか、美術館がスタートしたのが。平成19年に建物が整備されました。そして、名前をつけましょう。そのときに、一般公募をしましょうという話になりました。そして、一般公募をするときに、多くの町民の皆様に参加をさせていただいて名前をつけさせていただくことになりました。大きく2点3点ほど候補の名前が挙がったわけでございますけれども、洞爺湖美術館という名前が皆さんの要望として非常に多かったということで、ただ、行政のほうといたしましては、洞爺湖美術館、美術館ということになるとちょっと重たい、重たいというよりもそれ相応の対応をしなければならない。住民の皆様とご協議したところが、そんな重たく考えなくてもいいのだと、もっと楽に定義にとらわれず、地域の方から愛される施設になってもらいたいのだというお話の中で、当初は行政で運営をしていたというものでございましたけれども、なかなか行政だけでやっていく中ではたしか2,000人がもう目いっぱいだったかなというふうな感じがしておりました。

そんな折、芸術館友の会なるものが立ち上がりまして、我々も協力すると。全くのボランティアでございました。そんな中、平成25年から、たしか指定管理者に移行してきたか

なというふうに思いますけれども、これまで多くの方々のご支援をいただいて、そして指定管理者、今の館長さんは特に熱心な方でございまして、いろいろなネットワークを通じて、いろいろなところとのコンタクトがとれるようになりました。平成29年度はとうとう4,000人台にまで突入したということでございまして、ただ、残念なことに、先ほど庶務課長のほうも話をしておりましたけれども、昨年暮れに、もう体力の限界ですということで、何とか指定管理から外させてほしい。ただし、裏方から、また側面からこの地域を応援していきたいというお話は何っているようでございましてけれども。

私どもも、本当にこれまでお世話になったお礼と、さらにここまで育ててくれた芸術館でございまして、何とかこれを行政が引き受けたにしても、どこの部局で持つかはまたこれも検討しなければなりません、しっかり今まで築いてきたものをサポート、そしてそれをさらに広める努力をしていかなければならないだろうと。

今、私どもの町には学芸員と呼ばれる職員が3名ほどおります。がしかし、それぞれ取り組んでいる事業がございまして。そこをまた新たに違う方に、一般職にということになりますとなかなか難しい問題もございまして、できれば、年度明けてから学芸員を1名配置できるような体制をとり、そして、その中にその下にといいましょうか、ともに職員、そして芸術館友の会の方々のサポートをいただきながら、さらに飛躍できるような洞爺湖芸術館になればいいなというふうに思っているところでございまして。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 今の話で、先ほど課長のほうからは芸術館が洞爺では芸術の発祥の地として、芸術館を活用していきたいというお話がありましたけれども、芸術発祥の地として、いわゆる芸術館を活用するのだというには、それだけの人と、それから必要な予算と体制ができていないとだめなのですね。

特に、今までつくり上げてきた全道とのネットワーク、あるいは知名度、これを崩すことなく継続してやっていこうと思ったら、当然館長や、そして学芸員も専任で配置しなければならない。兼務ではだめなのですよ、こういうところでは。そして、イベントを開催したら、必ず1人は常駐していなければならないという状況なのですから、当然専属の職員を配置しなくてははいけない。そういうことで、これを位置づけていかななくてははいけないわけで、枕言葉で、洞爺地域は文化や芸術の発祥の地だなんて幾ら言ってみても、これを実際に根拠づける予算と配置がなければ、これは生きてこないと。

そのことを含めて考えますと、この芸術館のこれまでの対応というのは、例えば庶務課が対応するのではなくて、もっと、例えば美術館や博物館のように、教育委員会が、これは直接対応、担当すると。そして直接責任を持って運営する。このぐらいの体制をとっていかなければだめだと思うのです。私、最後に町長部局直轄と書きましたけれども、庶務課も直轄の部署ですからね、考えてみたら、庶務課ではやっぱりだめだなと。これはちゃんと教育委員会が責任を持たなければならないのではないかと。所管もしっかりと対応する責任を持って進めていくべきだと。ほかの仕事の二の次にやれるような事業ではないと。

洞爺地域の、特にこの施設を実際に取り組んでいくためには、守っていくためには、それぐらいの意識が町長の中に必要なのではないかと思います、その点ではどのようにお考えですか。

○議長（佐々木良一君） 森副町長。

○副町長（森 寿浩君） 平成25年から指定管理をやっていたというときには、その前からボランティア組織として支援をいただいていたのですが、その活動力というか、すごく普通のボランティアというよりも、はるかに超えたいろいろな取り組みをしていただいて、その中で、これはやはり公共的に認知される指定管理者ということでやってもらえないかというような話もあって、いろいろ協議した中でスタートしたという状況でございます。

その際に、それまでは教育委員会の所管ではあったのですが、やはり場所的に洞爺にあるということで、総合支所が対応したほうが連絡調整ですとか、そういったことでも非常に都合がいいのではないかとということで、教育委員会から総合支所の庶務課に事務委任という形で移したという経緯がございます。

今回、残念ながら友の会の事情で今年度いっぱい指定管理はできなくなるというようなお話もいただいた中で、今度、指定管理でなくなるということになると、直営か、あるいはまた違うNPOか何かに委託するというようなことも選択肢としてはあるかもしれませんが、やはり今までの友の会の活動と町との連携ということから考えると、やはり町が主体的にまた直営でやって、そして友の会とまた連携をとらせてもらって進めていくというのが一番いいやり方かなというふうにも思っています。

教育委員会に所管を移すということもございますけれども、そういったことも含めて、体制的なことをいろいろ、今後、教育委員会とも、それから友の会とも、時間はないですけども、早急に詰めて、できるだけいい形で引き継げるように考えていきたいというふうには思っております。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 時間がないので次の多分質問に移れないと思うのですが、いずれにしても、この芸術館の企画、管理、運営について、これまで指定管理を受けていた団体がほとんどやってきたと。庶務課は何もやっていないと言っているわけではないですよ。事業をやる時には、本当に職員挙げて荷物運んでくれたり、展示の準備をしていただいたりということで、この団体の方々も大変感謝しています。ただ、実際に企画、管理、運営という点になると、結局指定管理者自身がやらなければならなかったと。そして、日常の運営そのものもそうだと。だから、こういう状況では、結局負担も大きいし、やれなくなってくるわけですよ。

これからは町が、例えば直営にするにしても、あるいはどこかの団体に任せるにしても、これまでの活動の水準を引き下げることがあっては、私はならないと思います。せっかくここまで地域を盛り上げてきたわけですから、そして全道的な知名度を上げてきたわけでしょう。それを上げてきた要因には、しっかりとした館長がいて、そして専従の

事務員を置いて、さらにその都度しっかりと説明ができる学芸員、学芸員というのは説明だけではなくて、新しい企画も考え、そして、全道の学芸員ネットワークを通じて、さまざまな収蔵品の貸し借りも行う、こういうような役割もありますし、みずからの地域のコレクションを探索するというのも含めて非常に大きな役割を持っているのだそうです。ですから、単に施設を管理運営すればいいのではないのです。常に新しい企画、新しいそういった展示物を開発していく、こういうことや見せ方を工夫していくということが大事なのです。

そこを本当に行政が直営でやるにしても、民間にここを任せるにしても、その水準を決して落とさない、そのための体制をつくり、初めてこの洞爺湖地域で洞爺湖芸術館がこの芸術の発祥の地と言われるような、そういうものに私はできていくのだと思うのです。それができるのは庶務課ではやはりないと思うのです。実際の作業は庶務課に手伝っていただくにしても、それはやっぱり中心的に担っていくのは教育委員会です。委託したから教育委員会がかかわらないという話ではないと。

私、一言言うと、平成30年の教育行政方針を見ると、芸術館の一言も出ていません。教育委員会が庶務課に仕事をお願いしている割には、教育委員会自身が認識していないのですよ、芸術館のこと。だから、執行方針にも出てこないのです。そういうような町政ではだめだということを改めて指摘をしたいと思います。そのことについて、改めてお答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 遠藤教育長。

○教育長（遠藤秀男君） 洞爺湖芸術館につきましては、先ほど副町長のほうから話がありましたけれども、本来的な管理運営については教育委員会というふうに認識してございます。ただ、事務委任という形の中で、町長部局のほうに委任してございますので、執行方針等では書かない形でこれまできているところでございます。

芸術館友の会は、指定管理者として本当にすばらしい芸術館運営をしていただいているなと思ってございます。本当にスタッフの皆さんの努力があって、洞爺湖芸術館の存在が住民だけでなく、多くの方々に知られるようになったと思ってございます。本当に小さな町の小さな美術館として、この町らしい存在感を持って、とても豊かな時間を過ごせる空間、または時間をつくり上げている施設ではないかなというふうに思っております。

町民の多くの皆さんに芸術作品に触れてもらいたいということで、ほかの美術館やゆかりの芸術家の協力をいただいて、企画展、特別展やミニコンサートなどを開催しているところでございまして、町民のための美術館として町民ギャラリーを住民の作品発表、また小中学生の絵画展ということで、本当に身近な美術館であるかなと思ってございます。

最近、年々入館者も本当にふえているという状況を認識してございますけれども、今後、入館者増の多くにつきましては、やはり先ほど来の特別展や特別行事によるものが多いと思ってございます。この状況を維持拡大していくということで、今現在、友の会のほうでは相当の多忙感と財源不足というものを持っているのかなと思ってございます。ス

スタッフの高年齢化やボランティア事業の限界を感じたということで、友の会での指定管理は平成30年度末で終了したいとお話も私も聞いているところでございます。

そういうことで、教育委員会としましても、本来の芸術館というものを改めて考えなければいけないというふうに思っております。今、内部検討を進めてございますけれども、まだ教育委員会としての対応についてまだ結論は出ておりませんが、急ぐ必要があらうかなと思っております。

一つ目には、洞爺湖芸術館があるべき姿、これから進むべき方向、今おっしゃられましたように、これまでの水準を引き下げることなくどういう形で方向性を持っていけるのかなという部分、そのためにはどんな運営体制がいいのかということもしっかりと考えなければいけないなというふうに思っております。その運営体制を図っていく上では、どんなスタッフが本当に必要なのかなと、財源措置も当然必要になってくるだろうと思っておりますので、その辺、町長部局含めて、関係者間で協議を進めたいなと思っております。

なお、町直営で運営するというのも当然考えられることではございますけれども、これまでの経緯を見ますと、やっぱり民間に指定管理者でやっていただいたことでボランティアだからこそできた、よかったという部分も十分あらうかと思っておりますので、そういうことも考慮しながら、どういう体制づくりがいいのか、今後しっかりと早急に進めてまいりたいと思っております。

○議長（佐々木良一君） 以上で、6番、立野議員の一般質問を終わります。

2時45分まで休憩いたします。

（午後 2時31分）

○議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時45分）

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木良一君） 日程第8、議案第42号洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森副町長。

○副町長（森 寿浩君） それでは、議案書の1ページでございます。

議案第42号洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてでございます。

洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を次のように定めるものでございます。

この条例の制定の趣旨でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律の公布により、居宅介護支援事業者の指定及び指

導監督に関する権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、本町において同基準を条例で定めることとなることから、これを定めるものでございます。

なお、この条例は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布により、平成30年1月に改正された指定居宅介護支援事業に関する国の基準を反映した条例としておりますが、法令や省令で定められていた基準を市町村の条例で定めるに当たっては、地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるとされていることから、当町といたしましては、参酌すべき基準について一部町独自の基準を定めることとしており、その内容については各条項の中でご説明をさせていただきます。

議案書に基づいてご説明をさせていただきます。

本条例は、第1章総則から第5章までの基準該当指定居宅介護支援等の事業に関する基準について規定しており、条文は、第1条から第34条までの構成となっております。

初めに、第1章、総則でございますが、第1条は条例の趣旨、第2条は定義、第3条に指定居宅介護支援事業者の指定にかかわる申請の要件は法人であるということを含め、次の2ページになりますが、第4条では指定居宅介護支援の事業の基本方針として、要介護状態となった場合においても利用者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように配慮しなければならないこと。続いて、第2項では、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスや福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならないこと。第3項では、利用者に提供されるサービスが特定の種類、事業者に不当に偏らないよう公正中立に行わなければならないこと。第4項では、町や地域包括支援センター、その他の関係事業者との連携に努めなければならないことなどを定めております。

なお、第5項では、暴力団関係事業者でないことを定めておりますが、この条項は国の基準にはなく、町が独自に定めるものであり、その理由としては、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び洞爺湖町暴力団排除条例により暴力団排除の規定を定めていることから、指定居宅介護支援事業者についても適用したく追記するものでございます。

次に、同じページ、2ページの第2章でございます。

人員に関する基準として、第5条では、従業者の員数は事業所ごとに利用者が35人までは常勤の介護支援専門員1人以上を、第6条では、管理者を常勤の主任介護支援専門員であることを規定しております。

議案書3ページに移ります。

第3章でございますが、指定居宅介護支援の運営に関する基準として、第7条では、内容及び手続の説明及び同意について、事業者は利用者等に対してサービスの選択に資する文書を交付して、説明の上、同意を得ることや医療機関との連携などについて定めております。

続いて、議案書の4ページになりますが、第8条では提供拒否の禁止、第9条でサービス困難時の対応として他の指定居宅介護支援事業者への紹介。

続いて5ページに移ります。第10条で、指定居宅介護支援の提供を求められた場合の受給

資格等の確認。続いて、11条では被保険者の要介護認定の申請にかかわる援助、第12条では介護支援専門員に対する身分を証する書類の携行、第13条では、指定居宅介護支援事業者を通さず利用者がサービスを受けた場合、一時的に利用者が全額を支払う利用料と後から払い戻しを受ける居宅介護サービス計画費の額との間に不合理な差額が生じないように定めた利用料の受領を定めております。第14条では、指定居宅介護支援事業者は、利用料の支払いを受けた場合、利用者に対して保険給付の請求のための証明書を交付することとしております。

6ページになりますが、第15条で、指定居宅介護支援の基本取り扱い方針として、医療サービスとの連携と提供する指定居宅介護支援の質の評価と改善に努めること。第16条では、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針として、第15条で定める基本取り扱い方針に基づき、第1号から第30号まで具体的取り扱いをそれぞれ定めているものでございます。

ページが飛びますけれども、議案書の10ページでございます。

第17条でございますが、法定代理受領サービスにかかわる報告として、毎月市町村に報告すること。第18条では利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望した場合の利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、第19条では指定居宅介護支援を受けている利用者が正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない場合等に対して市町村への通知。

議案書11ページになります。

第20条で、介護支援員やその他の従業者の管理や利用申し込みにかかわる調整、業務の実施状況の把握と管理など管理者の責務の規定をしております。第21条では事業の運営にかかわる運営規程を、第22条では介護支援員その他の従業者の勤務体制や専従業務の限定及び研修の機会の確保などを定める勤務体制の確保、第23条では指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等の備え、第24条で従業者の健康管理、第25条で運営規程の概要や介護支援専門員の勤務体制その他必要な重要事項の揭示ということを定めております。

12ページでございますが、第26条では知り得た情報の秘密保持、第27条で虚偽及び誇大な広告の禁止、第28条で居宅介護サービス計画の作成等に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等、第29条では利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応すること及び苦情に対して記録の保持、市町村への報告と指導などの苦情処理を定めております。

続いて、13ページでございます。

第30条では、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村や利用者家族へ報告し、必要な措置を講じ、さらに賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うことを定めた事故発生時の対応を定めております。第31条では、指定居宅介護支援事業所ごとに経理区分すること及び他の会計とも区分すること。第32条で従業者や設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する規定を定めております。

なお、第2項で、指定居宅介護支援の提供に関する各種記録については、その完結の日から5年間保存しなければならないと定めておりますが、国の基準では2年間としております。

このたびの条例制定に当たり、町の参酌すべき基準として、記録の保存年数を5年間としておりますが、その理由については、事業者が不適切な介護給付の支給を受けた場合、介護給付費の返還請求が生じますが、その返還請求の消滅時効は地方自治法の規定により5年間と定められていることから、その整合性を図るため、また、苦情や事故等に関する記録についても苦情相談時に指導対象となる場合もあることから、5年間としたところでございます。

議案書14ページでございます。

第4章、基準該当居宅介護支援に関する基準として、第33条で、第4条、第2章及び第3章の規定は、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準でございまして、国の基準どおり規定の準用及び関係条文の読みかえを規定するものがございます。

次に第5章でございしますが、雑則として、第34条で委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるものとしております。

次に、附則でございしますが、附則1で、この条例の施行期日を平成30年4月1日からと定めております。附則2で、経過措置でございしますが、指定居宅介護支援事業者は、第6条第2項で管理者は主任介護支援専門員でなければならないとされておりますが、施行の日から3年を経過するまでの間は、主任介護支援員でなくとも常勤である者を同条1項に規定する管理者とすることができる経過措置の規定を定めたものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

10番、七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 議案第42号について、簡単に質疑をしたいと思えます。

細かい部分は差しおいて、大きく2点に分けて、全体的なことで質疑をしたいと思えます。これだけの条例が今出てきまして、予想されていたというか、国のほうではずっとこの時期4月1日からですよということで、あらかじめずっと長い期間の周知期間あったわけですけども、いざこうやって条例を目の当たりにすると、仕事のボリュームが相当ふえるのではないかなという気がするのですね。

大変申しわけない言い方なのですが、町のほうにこれだけの仕事を移管されて、これだけの条例のもとでやっていくということになれば、相当難しい仕事ではないかなと思われるのですね。その辺に対して対応は大丈夫なのかということと、2点目については、関係課の人員体制というのは、これだけのことがふえても今の人員体制でやるのかという、この2点についてお伺いしたいと思うのです。

どうかよろしくお願いします。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） まず1点目でございます。この条例ができることによりましてボリュームがふえるのではないかな。体制的に大丈夫かというご質問でございます。

この条例は、国の基準に基づいた形で市町村が今回条例を制定するものでございまして、

既に居宅介護支援事業所では、北海道の条例に基づきまして事業を展開しているわけですが、市町村が今回この条例を制定することに伴いまして、北海道からの協力、これはもちろんいただけることになってございます。また、これまでも6年に1回事業所の監査がございまして、そういったときにも市町村は北海道と同行させていただいて、その手順なり監査の方法等について学習をさせていただいているところでございます。

そういった意味では、今回の条例ができたからといって北海道がまるきり手を離すというわけではなく、これからも後方支援という形で支援をしていただけることについては、確認をしているところでございます。

それから、2点目の人員体制でございますが、人員につきましては、現介護保険のグループといたしましては、3名の常勤の職員体制で運営をしてございます。この体制につきましては、4月1日以降も変わらずそのままの体制で行いますが、ただし、西胆振介護認定審査会の事務局が本年4月から洞爺湖町が担当することとなります。そのために嘱託職員が1名増員となります。そういった意味では、既存の職員体制には変わりはないのですけれども、今言った事務局の意向という形では、1人嘱託職員がふえるという形になるところでございます。

○議長（佐々木良一君） ほかに質問はありませんか。

6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 今回の対象となっている居宅介護支援事業所なのですが、町内には以前五つの事業所があるということでお話をいただいたのですが、実は、どこの居宅介護支援事業を行っているところもかなり運営が大変で、伊達市でたしか二つぐらいなくなっているのですよね。そんなこともあって、例えばそういった点で、単にこれは今回の提案というのは、制度上変わったのでこういうふうにしたいということではあるのですけれども、実際にそういった施設の運営状況などについても町が把握をして、それに対する何か必要な対応を求められてくるということになるのかどうかね。ちょっとその辺のことをお聞きしたいのと、それから、ちょっと条例の中で気になったのですけれども、サービスの内容をつくるときに家族などの立ち会いといいますか、参加を認めるというようなことがたしか出ていたかなと思うのですけれども、それは、次の議案の中に該当してくるのか、それともこの中で新たに改正の対象になっていくのか。ちょっとその辺、ごめんなさい確認のために。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） お答えさせていただきます。

まず、運営が大変ではないかということでございますが、まず現状をちょっと報告させていただきたいと思っております。町内には居宅介護支援事業所が5カ所ございます。5カ所で介護支援専門員が10名いらっしゃいます。うち、主任介護支援専門員の方が4名いらっしゃる状況でございます。施設の運営等につきましては、日ごろから町のほうに相談等がございましたら、その時点で対応をさせていただいているわけでございます。

また、介護支援専門員の資質向上ということでございますが、これにつきましては、個別支援といたしまして地域包括支援センターで殊遇困難ケースや同行訪問等の実施、それから自主組織といたしまして洞爺湖ケアマネの会という会がございます。こちらの会は自主的な会でございます、ケアマネージャーさん方がみずから学習、情報交換、事例検討等を行い、資質を向上させているというような会でございます。

また、介護支援専門員、ケアマネージャーに対しまして、介護給付適正化事業といたしまして、北海道介護支援専門員協会から専門職員を派遣していただき、ケアプランの事前点検、個別指導、全体研修等を実施させていただいております。

そういった個別の資質の向上の対策の取り組み等を行っているわけでございますが、前段に戻りまして、施設の運営等につきましては、その時点で苦情等含めまして町のほうでも随時対応をさせていただいており、現時点で、施設の運営についてちょっと大変だというようなお話を聞いている施設はないというところでございます。

また、2点目のケアプランの関係につきましては、この後の条例の中でご説明させていただきたいと思っております。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 最初の質問については、わかりました。

一番肝心なといいますか、今回の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例ということで、北海道から市町村に権限が移譲されたということですが、これにかかる費用というのは、どのくらいなのか。条例を独自に、町が条例を持ったことによって、これに伴って町として条例運用のためにかかる費用、五つの居宅介護支援事業所があるということですが、先ほどちょっと人員の関係の話もありましたけれども、実際に道から市町村に移譲されたことによって、町としては幾らぐらいこれにかかわって負担がふえていくのか。あるいはふえた分については、例えば北海道なり国の交付金なりそういったものが100%出てくるものなのかどうか、この件について伺います。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） まず、この条例ができたことによって、町の負担がふえるかということでございますけれども、基本的にお金のかかることはございません。間接的で言わせていただきますと、例えば先ほど申しましたけれども、6年に一遍事業所に監査が入る、そのときの職員の人件費、これは間接的に経費がかかるかというふうに思います。ほかにも間接的な部分についてはあろうかと思いますが、それらに対する国やら道からの交付金、これの措置についてはございません。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 立野議員。

○6番（立野広志君） もう一つ聞きますね。先ほどの最初の説明の中で、指定居宅介護支援等基準省令に従って、または参酌した上で条例において基準を定めるということになっていて、特に、国の基準等の変更箇所として、暴力団の排除の規定等を盛り込んだわけで

すが、これは、盛り込む理由はわからないではないのですけれども、本来の基準の中になぜこれが逆に言うが入っていないのかなという、ちょっと常識的な話ではないかと思うのですが、入っていないのかなというふうにちょっと思ったり、あるいは記録の整備についても、記録保存は2年間だというのを、国の基準はそうだと。だけれども、それを地方自治法の規定で5年にということで、そのことによって返還請求の消滅時効期間を延ばすということにしたということなので、これらのことというのは本来当たり前のことのような気がするのですけれども、これは洞爺湖町だけですか、こういう参酌して基準を設けたのは。それとも、ほかの町村も、この管内で似たような追加といいますか変更の中身になっているのかどうかということ。

あともう1点、結局、この条例をつくったことによって、町としては日常的に何をするのでですか。そのことをちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） まず1点目でございます。

その前に暴力団がなぜ入っているのかということでございますが、本来この規定を設けなくても洞爺湖町に暴力団廃止条例がありますので、そういった意味では、あえてまたここで盛り込む必要が果たしてあったのかどうかというところではあるのですけれども、ただやはり介護支援事業所は民間の事業所でございますので、そういった意味では、この規定に設けることによって暴力団を排除しようということの趣旨でございます。

また、2年間のほうでございますけれども、これについては私も勉強不足で大変申しわけございませんけれども、たしか返還等の期間の絡みがあったのかというふうに思っております。

そういった意味で、うちがこの2点、参酌すべき基準として設けているわけでございますけれども、ほかの市町村も、当町と同じようにやはりこの2点については盛り込んでいるというような情報は私のほうにも入ってきております。そういった意味では、道内ほぼ、ほとんどの市町村が盛り込んでいるのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、地方として日常業務のほうでございますけれども、既存の業務の内容の中で対応できることでございますので、そういった意味では、特に難しくはないのかなというふうには思うのですけれども。

○議長（佐々木良一君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木良一君） 日程第9、議案第43号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森副町長。

○副町長（森 寿浩君） それでは、議案書の15ページでございます。

議案第43号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理についてでございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものでございます。

条例改正の趣旨でございますが、介護保険法等の改正によりまして、関連する条例を一括して改正するものでございまして、関係する条例は、議案書の中で第1条の条例、それから第2条の条例、第3条の条例、16ページの第4条の条例と、四つの条例が関係しますが、それについて、それぞれの条文改正の中でご説明をさせていただきます。

説明は、議案説明資料によって行いますので、そちらの資料をごらんいただきたいと思います。議案説明資料の1ページから7ページまでの範囲でございます。

初めに、洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の新旧対照表になります。

この条例では、介護保険法の改正の中で、国及び地方公共団体は認知症に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない旨の条項の改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。第59条の9第6号の中の「第5条の2」という文言を「第5条の2第1項」と改めるものでございます。

続いて、2ページになります。

2ページについては、洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかわる介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例ということでございまして、その新旧対照表でございます。

この条例では、前段の条例と同様に、介護保険法において認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない旨の条項の改正に伴い、これも引用条項を改めるものでございます。第4条の中の「5条の2」という文言を「第5条の2第1項」と改めるものでございます。

続いて、3ページに移ります。

この条例は、洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の新旧対照表になります。

この条例では、厚生労働省令の改正に伴い、居宅介護支援事業者における利用者の立場に立った公正中立なケアマネジメントの確保と介護及び医療機関との連携を促進するため所要の条例改正を行うものでございます。第6条第2項に「利用者は複数の指定介護予防サービス事業者、括弧内は省略しますが、等を紹介するよう求めることができる」という文言を追加し、また、新たに3項として「指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない」という文言を加えるものでございます。

なお、第4項から4ページ8項までは第3項が新たに加わったことに伴い、それぞれの項を改めるものでございます。

4ページになります。第30条、記録の整備であります。

第2項の記録の保存年限を「2年」から「5年」に改めるもので、省令での基準年数は2年となっておりますが、町の独自基準として地方自治法で定める返還請求権の時効に合わせるものでございます。

続いて、4ページから5ページにわたります。第32条、指定介護予防支援の具体的取扱方針でございます。平時から医療機関との連携を推進するため、第1項第9号にサービス計画の作成には「利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」という文言を追加し、また、新たに第14号の2として「担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。」という文言を加えるものでございます。

なお、第1項第21号では、当該条項を追加し、6ページになりますが、第1項第21号の2に、新たに「前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。」という文言を加えるものでございます。

次に、7ページになりますが、洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

この条例については、介護保険法施行規則で定められております主任介護支援専門員の資格に関し、資格の更新、研修受講まで経過措置期間内では有効となる改正が行われ、条項が改められましたので、引用条項等を改めるものでございます。第4条第1項第3号の引用条項を介護保険法施行規則の各号に合致するように改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、17ページでございます。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 何か一遍に変えられるので、なかなか理解しにくいところがあるのですが、基本は文言の変更だということを言われていますけれども、例えば三つ目の洞爺湖町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに云々と大変長い条例の一部改正なのですが、この中を見ますと、実は実体験から言いましても、これは介護予防のほうですからあれなのですけれども、今、介護施設で、例えば家族、本人がなかなかしっかりと説明できないときにはその家族が同席して、そして家族と一緒に、例えばどんな施設に入所したらいいのかと、この先どうしたらいいのかというようなことを含めて相談するときに、確かに施設、こういうものがありますよという説明はパンフレット出して説明してくれるのですよね。だけれども、あなたの場合はこういうところがいいですよとは言わないのですよ。というのは、やっぱり選ぶのは本人であり家族なのです。ですから、例えば施設のそういうケアプラン担当者であったり、あるいはソーシャルワーカーなどが対応するのですけれども、選ぶのは本人か家族。ただ、施設はパンフレットを並べるだけというような感じで、こんなことでもいいのかなと思うことがよくあるのですよ。

実は、今回の条例の中を見ても、その辺のことまでは具体的にどうこうという話になっていないのですよね。当然でしょうね。ただ文言が変わるだけで中身は変わっていないということなのでしょうから。だから、そういった点でいうと、こういう条例改正をして、もっと介護の対応が変わるならまだしも、何か変わらないまま、ただ文言を変えますよというだけでは、どうも意味がよく理解できないのと。

それから、個々の介護予防サービス計画作成のため、利用者、家族の参加を基本とするというふうになっています。実際に基本とすると書いてはありますがけれども、どういう姿を想定しているのか。その辺も実はよくわからない点があるのです。これは一部改正の部分です。実際にはどういうふうな、これが計画作成のための利用者家族の参加が基本だと言うけれども、では基本というのはどういう姿を基本としているのか。実際にケアプランをつくるときに、例えばつくって、見本を見せて、こうなのですからいいですかと確認するものなのか、あるいはそれ以前に、本人の状態含めてケアプランを作成するための資料収集、データ

収集の段階で家族にも同席してもらっているいろいろ聞き取りをして進めていくものなのか。ちょっとその辺の何か定義がないので、ちょっとお話ししたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 議員が実体験ということで、今ご説明いただきました。家族への説明、確かにそうですね。私もちょっと私事ではあるのですがけれども、同じような経験をさせていただいたので、よく議員のおっしゃることがわかるのですけれども、確かに相手方はこういったサービスがあり、また施設はこういったところがありますよ。選ぶのは最終的にご本人及び家族の方ですよという、これが今のサービスを利用するに当たっての仕組みといたしますか、流れなのですね。これを、こういったところはこういったサービスが受けられて、職員の評価もこうですよという情報まではこちら側からも提出をすることができるのですけれども、責任問題等々にもかかわってくることもなるものですから、ここはいいですよというお話はもちろん控えさせていただいているというのが現状かと思えます。

これは、役所だけに限らず、さまざまな事業所ではそういったお話をさせていただいて、後は選んでいただきたいというようなお願いであると。これについては、大変申しわけないのでけれども、そういった流れであるということをご理解いただかなければならないのかなというふうに思います。

それから、2点目につきましては、センター長のほうで答えさせていただきます。

○議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（原 信也君） 利用者、その家族の参加を基本としつつの基本の部分でございますね。今現在、包括支援センターのほうでは、全ての本人、家族のほうには更新のときには全て呼びかけて、新規のときは、本人、家族は必ず参加と、そういうことを義務づけて、義務づけという言葉はあれなのですけれども、必ず同席していただいて、ケアプラン等を作成して、ご本人、家族のほうにお示しをすると、そういう流れでやっておりますので、今回、一部改正の条例を提案しておりますけれども、私ども従前からこういう家族の参加は基本、新規の段階では必須というような形でやらせていただいておりますので、手法に関しては、今までと何ら変わることはないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） そうすると、今基本だと、家族の参加が基本だと言われた。例えばそういうような状況でなく、介護予防サービス作成が、まず最初は対面して、そして実際にケアプラン作成者が本人と会って、そしてチェックリストにチェックしていくと。第1次審査というか、判定はそうですね。そのチェックした中身に基づいてコンピューターにかけて第1次判定がおりると。次、医師の診断が必要な場合は医師の意見書をつけてということになります、流れとしてはね。最初の段階で、家族の立ち会いなり、家族のいわゆる参加が得られていない場合については、1次判定そのものが無効になっていくものになるのか、やり直しということになるのかね。それとも、これはこれで通ってしまう、そういうものになる

のか。

洞爺湖町の場合は、今までは基本としてやってきていると言いますが、全てがそうかという、意外とそうっていないのですよね。これも私の母親の例なんか挙げると、病院でまだ介護認定も受けていないときに、病院に来るわけですよ。そうしたら、もうわずか15分か20分で、もうチェックリストに記入してしまって、そして1次判定出してしまうわけですね。そのときに、全く家族にも連絡がないのです、いつ来るというの。そういう中でやっているというような状況があるので、本当にこれが基本になるのかどうかと。それから、基本が守られない場合はどうなるのかと。このことについてお話しいただけますか。

○議長（佐々木良一君） 原健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（原 信也君） 今、議員のほうから実体験を交えてのお話でございました。家族の参加がないままプランが作成されているというような話は、私のほうはちょっと承知しておりません。正直なところ。この件に関しましては、ちょっと戻って包括のほうと内容を確認して、後ほどご説明させていただきたいと思います。

あと、ペナルティの関係なのですが、特にこの条例の中ではペナルティというのは定められてはおりませんので、当然、包括がどう対応していくのかという部分については、やはり利用する本人及び家族に対して誠意を持って対応するのが当然だというふうに考えておりますので、その辺は徹底していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木良一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時31分)

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員